

社会保障審議会介護給付費分科会(第 118 回)議事次第

日時：平成 27 年 1 月 9 日（金）
14：00 から 17：00 まで
於：ベルサール九段（ホール）

議 題

1. 平成 27 年度介護報酬改定に向けて

（運営基準等に関する事項について、審議報告のとりまとめに向けて）

2. その他

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について

1. 居宅介護支援(介護予防を含む)

居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定を以下のとおり改正する。また、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関して、以下の努力義務規定を設ける。

- ①居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「居宅介護支援基準」という。)第 13 条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「介護予防支援基準」という。)第 30 条関係)
- ②今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
(居宅介護支援基準第 13 条及び介護予防支援基準第 30 条関係)

2. 訪問系サービス

(1)訪問介護

サービス提供責任者の配置基準及び訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新総合事業」という。)を一体的に実施する場合の人員等の基準を以下のとおり改正する。

- ①訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者 50 人に対して1人以上」に緩和する(介護予防も同様)。
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅基準」という。)第5条関係及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「介護予防基準」という。)附則(新設))

- ②訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第5条及び第7条等関係)

3. 通所系サービス

(1)通所介護

地域密着型通所介護に係る規定及び小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置に係る規定を新設する。また、通所介護と新総合事業における第一号通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型基準」という。)(新設))
- ②小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。
(地域密着型基準附則(新設))
- ③通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に**実施運営**する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第 93 条及び第 95 条関係)
- ④通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける(介護予防も同様)。
(居宅基準第 95 条等関係)

4. 訪問系・通所系サービス共通

(1) 訪問・通所リハビリテーション

リハビリテーションの基本理念に係る規定、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化に係る規定並びにリハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準を以下のとおり改正する。

- ①リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様)。
(居宅基準第 75 条及び第 110 条等関係)
- ②訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す(介護予防も同様)。
(居宅基準第 81 条及び第 115 条関係、介護予防基準第 86 条)
- ③訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする(介護予防も同様)。
(居宅基準第 80 条及び第 114 条関係、介護予防基準第 86 条)

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護(介護予防を含む)

緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応に係る基準を以下のとおり改正する。

- ①利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
(居宅基準第 138 条及び介護予防基準第 139 条関係)
- ②基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。
(居宅基準第 140 条の 26 及び第 140 条の 32 並びに介護予防基準第 179 条及び第 185 条関係)

6. 特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)

介護職員・看護職員の配置基準に係る規定、法定代理受領の同意書に係る規定及び養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。
(居宅基準第175条及び介護予防基準第231条関係)
- ②事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
(居宅基準第180条、地域密着型基準第115条並びに介護予防基準第236条関係)
- ③養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。
(居宅基準第174条及び介護予防基準第230条関係)

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む)

福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。
(居宅基準第201条及び介護予防基準第271条関係)

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問看護サービスの提供体制に係る規定、オペレーターの配置基準に係る規定及び介護・医療連携推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看

護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(地域密着型基準第3条の30 関係)

- ②夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。

(地域密着型基準第3条の4 関係)

- ③介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第3条の21 関係)

(2)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)

登録定員等に係る規定、運営推進会議と外部評価に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定、他の訪問看護事業所等との連携に係る規定及び地域との連携の推進に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①小規模多機能型居宅介護の登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。

なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第 66 条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型介護予防基準」という。)第 47 条 関係)

- ②運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第 72 条及び地域密着型介護予防基準第 65 条 関係)

- ③小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、

その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

(地域密着型基準第 63 条及び地域密着型介護予防基準第 44 条関係)

- ④小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

(地域密着型基準第 64 条及び地域密着型介護予防基準第 45 条関係)

(3)複合型サービス

サービス名称に係る規定、登録定員等に係る規定及び運営推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

(地域密着型基準第8章関係)

- ②複合型サービスの登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第 174 条関係)

- ③運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第 176 条関係)

(4)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

ユニット数に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

(地域密着型基準第 93 条及び地域密着型介護予防基準第 73 条関係)

(5)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

利用定員に係る規定、運営推進会議の設置に係る規定並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

(地域密着型基準第 46 条及び地域密着型介護予防基準第9条関係)

- ②地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

(地域密着型基準第 59 条及び地域密着型介護予防基準第 39 条関係)

- ③認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。

(地域密着型基準第 44 条及び地域密着型介護予防基準第 7 条等関係)

(6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件を以下のとおり改正する。

- ①サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

(地域密着型基準第 131 条、第 132 条及び第 160 条関係)

平成 27 年度介護報酬改定に関する審議報告(案)

社会保障審議会介護給付費分科会

平成 年 月 日

平成 27 年度介護報酬改定に向けて、当分科会は、平成 26 年4月より〇回にわたって審議を重ねるとともに、事業者団体ヒアリングを実施した。

これまでの議論に基づき、平成 27 年度介護報酬改定に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめたので報告する。

I 平成 27 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

1. 基本認識

- 介護保険制度の創設から 15 年目を迎え、介護サービスの提供は着実に拡充されてきた。しかしながら、今後更なる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支えるためには、介護サービスの充実とともに、団塊の世代が全て 75 歳以上となり、医療ニーズを併せ持つ要介護者の増大が見込まれる 2025 年(平成 37 年)に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが喫緊の課題である。
- このような認識のもと、平成 23 年の制度改正では「地域包括ケアシステム」の理念規定を介護保険法に明記することに加え、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスなどの新たなサービスを創設した。また、これに続く平成 24 年度の介護報酬改定において、制度改正の趣旨を踏まえ、介護サービスの充実・強化を図りながら、診療報酬との同時改定として医療と介護の役割分担と連携を強化することで、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた基盤強化を推進した。
- こうした一連の流れの中で、今般の平成 26 年の制度改正では、高度急性期医療から在宅医療・介護、さらには生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するため、「医療提供体制の見直し」と「地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し」が一体的に行われた。
- 介護保険制度における具体的な対応としては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実などを市町村が行う地域支援事業に位置づけるとともに、要支援者の多様なニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村

が行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行することとした。

また、今般の医療・介護の一体的な制度改革に先駆けて行われた平成 26 年度の診療報酬改定において、医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等にも取組がなされた。

- 一方、2025 年が 10 年後に迫る中で人口構造に目を向けると、2025 年以降、我が国の介護保険制度を支える 40 歳以上人口は減少に転じるとともに、既に減少局面に入っている生産年齢人口(15 歳から 64 歳)についても、趨勢的に減少が続くといった、これまで経験したことのない環境に直面することが見込まれる。

このため、“2025 年に向けた地域包括ケアシステムの構築”とともに、保険制度の支え手や介護サービスの担い手の減少とは対照的に今後も増大が見込まれる介護ニーズに対して、質の高い介護人材を確保し、より効率的なサービスの提供体制をいかに構築していくのか、といった“2025 年以降を見据えた対応”も考慮すべき時期に差し掛かっている。

- このような状況等を背景として、今般の制度改革後初となる今回の介護報酬改定においても、制度改革の趣旨を踏まえ、今後想定される診療報酬と介護報酬の同時改定も見据えつつ、地域包括ケアシステムを着実に構築していく観点から、その基本的な考え方を整理すれば、おおむね次の 3 点に集約されるものと考えられる。

2. 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- 今後増大することが予測される、医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者について、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するためには、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図っていく必要がある。
- 今般の平成 26 年の制度改革では、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などを地域支援事業に位置づけ、特に、認知症の早期発見、早期対応の推進に向けた施策を推進することとしたところであり、今回の介護報酬改定においても、医療と介護の連携も含め、中重度の要介護者や認知症高齢者への支援を強化していくことが重要である。
- また、平成 26 年度の診療報酬改定や今後の地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携の推進による医療機関から在宅復帰促進の流れの中で、在宅医療・介護のニーズが高まることから、この点からも、中重度の要介護者が無理なく在宅生活を継続できるように対応力を高めていくことが必要である。
- このような観点から、特に医療・看護ニーズに対応した定期巡回・随時対応型

訪問介護看護など包括報酬サービスの更なる普及促進を図り、中重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支えるためのサービス提供を強化していく必要がある。

また、在宅において高齢者が自立した生活を送るためには、生活機能の維持・向上を図るとともに、生活機能の低下を防ぐことが重要であり、リハビリテーションについては、「心身機能」へのアプローチのみならず、「活動」や「参加」といった要素を強化し、社会とのつながりが維持された在宅生活を継続できるように支援することが重要である。

- また、施設サービスについては、地域包括ケアシステムの構築における地域の拠点としての機能を発揮して在宅での生活を支援するとともに、中重度の要介護者を支える役割を果たしていると考えられる。

このため、介護老人福祉施設における中重度の要介護者を支える施設としての機能、介護老人保健施設における病院から退院した者及びその他の生活機能が低下した者の在宅復帰を支援する施設としての機能、介護療養型医療施設における医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える施設としての機能といった、それぞれに求められる機能を更に高めていく必要がある。

(2) 介護人材確保対策の推進

- 介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保は最重要の課題である。また、将来的なマンパワー減少を見据え、質の高い介護人材を確保するとともに、効果的かつ効率的に配置するといった観点も重要である。
- 介護人材の確保に当たっては、雇用管理の改善など事業者自らの意識改革や自主的な取組を推進することが重要であるとともに、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むべき課題であり、事業者の取組がより促進される仕組みを構築していくことが必要である。
- また、介護人材の確保については、より中期的に「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」といった視点から対策を総合的に講じていくことが重要であり、介護報酬改定とともに、新たな財政支援制度(基金)を活用しつつ、事業者の取組がより促進される仕組みの構築を促していく必要がある。
- 特に、介護報酬における対応としては、資質向上や雇用管理改善の取組を通じて介護職員の社会的・経済的評価が高まっていくという好循環を生み出して安定的な処遇改善につなげていくことが重要である。
- また、要介護者へのサービスは専門職による提供であり、専門性の高い人材をいかに確保していくかが課題である。今後は、限られた人材を「地域全体」で

効果的・効率的に確保していく視点が求められる。

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- 地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の持続可能性を高め、限りある資源を有効に活用するためには、より効果的で効率的なサービスを提供することが求められている。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(いわゆる「骨太の方針」)など様々な指摘がある中で、各サービスの運営実態も踏まえつつ、必要な適正化にも取り組む必要がある。
- このような観点から、必要なサービス評価の体系化・適正化や規制緩和等を進めていくことが必要であるが、その際、2. (1)でも述べたとおり、中重度の要介護者や認知症高齢者への支援を強化する視点も踏まえた対応が求められることに留意が必要である。

Ⅱ 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

- 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方とその主な改定内容を整理すると以下のとおり。なお、各サービスの報酬・基準に係る内容については、Ⅲで再掲している事項も含めて記載している。

《1.中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化》

A. 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

- 将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24 時間 365 日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

(1) 中重度の要介護者を支援するための包括報酬型の地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(訪問看護サービスの提供体制の見直し)

ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。²

(通所サービス利用時の減算の改善)

イ. 通所介護等の利用の有無による1日あたりの訪問回数に大きな差異がないことを踏まえ、現行の減算率を緩和する。

② 小規模多機能型居宅介護

(訪問サービスの機能強化)

小規模多機能型居宅介護について、利用者の在宅生活の継続を促進する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所については、新たな加算として評価する。

また、小規模多機能型居宅介護について、利用者の在宅生活の継続を促進する観点から、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

¹ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、訪問看護サービスが同じ事業所で一体的に提供されるもの。

² 基準改正事項（省令事項）は下線付き斜体で記載。

③ 複合型サービス

(看護体制の機能に伴う評価の見直し)

複合型サービスは、医療ニーズのある中重度の要介護者が在宅での療養生活を送ることを支援するサービスとして創設されたが、現在の登録利用者にサービス提供されている看護の実態に偏りが見られることや、今後は利用者の重度化に伴い訪問看護の重要性が高まることが想定されることから、現行の基本報酬において、看護提供体制を評価した減算と加算を設ける。

また、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス共通(小規模多機能型居宅介護のみ★³⁾)

(総合マネジメント体制強化加算の創設等)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供することが求められる。

このため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備に係る評価として、総合マネジメント体制強化加算を創設するとともに、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(2) 中重度の要介護者が在宅の生活に移行又は継続するための支援の充実

① 短期入所生活介護

(緊急短期入所に係る加算の充実)

ア. 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算については、要件を緩和するとともに充実を図る。

(緊急時における基準緩和 ★)

イ. 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。

³ 介護予防も同様の措置を講ずる場合には★を付記。

(ADL・IADL の維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価★)

ウ. 事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADL の維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

(緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 ★)

エ. 基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とし、その場合には、浴室・トイレ等について共用を可能とする。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

② 介護老人福祉施設

(在宅・入所相互利用加算の充実)(地域密着型を含む)

在宅・入所相互利用加算については、地域住民の在宅生活の継続を支援するため、当該加算の利用を促進する観点から、「同一個室」の利用を求めていることや、要介護3以上に利用者を限っていることについて見直すとともに、関係者との連携・調整の実施を適切に評価した単位数とする。

③ 介護老人保健施設

(介護老人保健施設における在宅復帰支援機能の更なる強化)

介護老人保健施設における在宅復帰支援機能を更に高めるため、リハビリテーション専門職の配置等を踏まえ、在宅強化型基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について重点的に評価する。

(3) その他のサービスにおける対応

① 訪問介護

(20 分未満の身体介護の見直し)

ア. 在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして「20 分未満」を位置づける。

また、現行の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」場合について、日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通のものとした上で、算定対象者を見直し、要介護1及び要介護2の利用者については、認知症等により、短時間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には、算定を可能とする(要介護1及び要介護2の利用者に対する「20 分未満の身体介護」の算定については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」訪問介護事業所に限る。)。この場合には、従前どおり、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上

の間隔を空けることを求めないが、「20 分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。

（サービス提供責任者の配置による加算の充実）

- イ. 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、特定事業所加算による加算を行う。

② 訪問看護

（中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価 ★）

在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算、特別管理加算やターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績等がある事業所については、新たな加算として評価する。

③ 通所介護

（在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価）

認知症高齢者や重度の要介護者が増加していくことが見込まれる中で、在宅生活を継続するためには、「認知症対応機能」、「重度者対応機能」、「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」を充実させる必要がある。このような観点から、認知症高齢者や重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数上加配している事業所について、加算として評価する。

④ 療養通所介護

（重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価）

在宅における重度要介護者の療養生活継続への対応として、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

⑤ リハビリテーション

（認知症短期集中リハビリテーションの改善）

- ア. 認知症高齢者には個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージされやすい活動や参加へのアプローチが導入しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する（通所リハビリテーション）。

（重度者対応機能の評価）

- イ. 重度の要介護者を積極的に受け入れ、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配し、実利用者のうち要介護3以上の利用者を一定割合以上受け入れ、かつ、提供時間を通じて看護職員を専従で1以上配置している事業所の体制を評価する(通所リハビリテーション)。

(重度療養管理加算の拡大)

- ウ. 要介護3の者に対しても重度療養管理加算の対象となる医療処置を必要とする利用者が存在することから、現行の重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を要介護3まで拡大する(通所リハビリテーション)。

⑥ 短期入所生活介護

(重度者への対応の強化)

重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

⑦ 特定施設入居者生活介護

(認知症専門ケア加算の創設 ★)(地域密着型を含む)

認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、他のサービスにおいて認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみ、認知症専門ケア加算を創設する。

⑧ 認知症対応型共同生活介護

(夜間の支援体制の充実 ★)

夜間ケア加算について、夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価する。

⑨ 認知症対応型通所介護

(利用定員の見直し ★)

共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

B. 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

- リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

(1) 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

(リハビリテーションの基本理念)

- ① リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様に規定する)。

(活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系の導入)

- ② ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などにおいて、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する（通所リハビリテーション）。

(社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価)

- ③ リハビリテーションにおいて、社会参加が維持できるサービス等に移行するなど、質の高い通所・訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

(2) 認知症短期集中リハビリテーションの改善 A.(3)⑤ア.再掲

認知症高齢者には個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージされやすい活動や参加へのアプローチが導入しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する(通所リハビリテーション)。

(3) リハビリテーションマネジメントの再構築

(リハビリテーションマネジメントの強化)

- ① 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書(様式)の充実や計画策定と活用のプロセスの充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーションカンファレンス」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)。

(リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準 ★)

- ② 訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居

宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする。

C. 看取り期における対応の充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族とサービス提供者との十分な意思疎通を促進することにより、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

(1) 小規模多機能型居宅介護

(看取り期における評価の充実)

中重度の要介護者への対応の更なる強化を図るため、看取り期における評価について、看護師による24時間連絡体制が確保されていること、利用者又は家族の同意を得て利用者の介護に係る計画が作成されていることに加え、医師・看護師・介護職員等が共同して必要に応じて利用者又は家族への説明を行う場合等について、新たな加算として評価する。

(2) 介護老人福祉施設等

(看取り介護加算の充実)

看取り介護加算については、入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、以下のとおり新たな要件を追加し、死亡日以前4日以上 30 日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

- (ア) 入所者等の日々の変化を記録し、多職種で共有することによる連携を図り、看取り期早期からの入所者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取り介護を実施すること
- (イ) 介護記録、検査データその他の入所者等に係る資料により、入所者等の心身の状態の変化及びこれに対する介護について、入所者及びその家族等への説明を適宜実施すること
- (ウ) 施設又は事業所における看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進すること

(3) 介護老人保健施設

(施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援)

入所前後訪問指導加算については、退所後の生活を支援するため以下の要件を満たす場合、新たに評価を行う。

- (ア) 本人及び家族の意向を踏まえ、生活機能の具体的な改善目標を含めた施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援計画を策定していること
- (イ) 支援計画策定に当たって、多職種が参加するカンファレンスを行っていること

(4) 介護療養型医療施設

(機能に応じた評価の見直し)

今後、医療ニーズの高い中重度の要介護者への対応の更なる強化が必要となる中で、介護療養型医療施設は、看取りやターミナルケアを中心とした長期療養を担っていると同時に、喀痰吸引、経管栄養などの医療処置を実施する施設としての機能を担っている。このため、介護療養型医療施設が担っているこれらの機能について、今後も確保していくため、以下のとおり新たな要件を設定した上で、重点的に評価する。

- (ア) 入院患者のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者が一定割合以上であること
- (イ) 入院患者のうち、一定の医療処置を受けている人数が一定割合以上であること
- (ウ) 入院患者のうち、ターミナルケアを受けている患者が一定割合以上であること
- (エ) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること
- (オ) 地域に貢献する活動を実施していること

D. 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

(1) 経口維持加算の充実

経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援のための適正なサービスの供給及びその内容を充実させる観点から、現行のスクリーニング手法による評価区分を廃止し、多職種による食事観察(ミールラウンド)やカンファレンス等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持管理を評価する。

(2) 経口移行加算の充実

経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能面の取組を充実させる。

(3) 加算内容に応じた名称の変更

口腔機能維持加算、口腔機能維持管理体制加算については、入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、口腔衛生管理加算、口腔衛生管理体制加算に名称を変更する。

(4) 療養食加算の見直し

療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にするとともに、評価を見直す。

《2.介護人材確保対策の推進》

- 地域包括ケアシステムの構築と更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

(1) 基本的な考え方

介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保については、賃金水準の問題のみならず、より中長期的に、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」といった視点から対策を総合的に講じていくことが必要である。特に、質の高い介護人材を確保するためには、更なる資質向上や雇用管理の改善など事業者の自主的な取組がより促進される仕組みを構築していくことが重要である。

これらの取組を通じて、介護人材の専門性が高まることで、社会的・経済的評価が高まり、結果として安定的な処遇改善につながるものと考えられる。

(12) 介護職員処遇改善加算の拡大

介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を創設する。

介護職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものである。他方、介護人材の安定的確保及び資質の向上を図るためには、給与水準の向上を含めた処遇改善が確実かつ継続的に講じられることが必要である。

平成 24 年度介護報酬改定においても、このような考え方のもと、処遇改善加算は「例外的かつ経過的な取扱い」として設けられた経緯があり、平成 25 年度の「介護従事者処遇状況等調査結果」の総括において、処遇改善加算の創設とその後の更なる普及により、安定的かつ継続的な処遇改善につながっているものの、「賃金体系等の人事制度の整備等について、依然として改善の余地がある」と指摘されたことを踏まえると、引き続き、事業主による資質向上に向けた取組を進めるとともに、

労働者も主体的・積極的にキャリアアップに取り組むことが必要である。

このため、現時点においてはその取組の途上にあると考えられることから、事業者における処遇改善を評価し、確実に処遇改善を担保するため、現行の処遇改善加算の位置づけを前提として今回の改定ではこれを維持しつつ、更なる資質向上を前提とした評価を実施していくことが適切と考える。

処遇改善加算の将来的な今後の取扱いについては、より効果的かつ実効性の高い対応の在り方も含めて引き続き検討することが適当である。

(23) サービス提供体制強化加算の拡大

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(※) なお、介護人材確保に当たっては各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、円滑に事業所が情報を公表できるよう見直すことが求められる。具体的には、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。

《3.サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築》

- 地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえて必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

(1) サービス評価の適正化

(基本的な考え方)

- ① 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(いわゆる「骨太の方針」)を踏まえた介護福祉施設サービスを始めとする各サービスの評価の適正化については、各サービスの運営実態も勘案しつつ、I 2. の基本的な考え方に基づき、「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」や「介護人材確保対策の推進」の視点を踏まえた対応が必要である。

(居宅介護支援に係る認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化)

- ② 認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

(小規模型通所介護の基本報酬の見直し)

- ③ 小規模型通所介護の基本報酬について、通常規模型事業所と小規模型事業所のサービス提供に係る管理的経費の実態を踏まえ、評価の適正化を行う。

(短期入所生活介護における長期利用者の基本報酬の適正化)

- ④ 長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

(複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化 ★)

- ⑤ 福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

(介護予防サービスにおける基本報酬の見直し)

- ⑥ 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、介護予防を目的としたものとして包括的に評価しているが、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。

このため、介護予防サービスのあり方と提供実態を踏まえた上で、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合性が図られるように適正化を行う。

(介護老人福祉施設の多床室における居住費負担の見直し)

- ⑦ 介護老人福祉施設の多床室については、事実上の生活の場として選択されていることを踏まえ、一定程度の所得を有する在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者の居住費について、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を求める。ただし、「低所得者を支える多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする(短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。★)。

なお、多床室については、プライバシーに配慮した居住環境改善に向けた取組についても進める。

(2) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し

(訪問系サービスにおける取扱い)

- ① 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、以下の場合の評価を適正化する。
 - (ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。
 - (イ) 事業所と同一建物以外の建物(建物の定義は同上)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護における取扱い)

- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における集合住宅におけるサービス提供については、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者の介護報酬を新たに減算する仕組みを設ける。

(小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける取扱い)(小規模多機能型居宅介護のみ★)

- ③ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては、サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(3) 通所系サービスにおいて送迎がない場合の評価の見直し

(送迎が実施されない場合の評価の見直し)(認知症対応型通所介護のみ★)

通所介護、通所リハビリテーション及び認知症対応型通所介護について、送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象とする。

(4) 報酬評価の体系化・適正化と運営の効率化

(短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し)

- ① 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした、早期かつ集中的な介入を行う部分についての評価として統合し見直す(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)。

また、身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーションについての評価(個別リハビリテーション実施加算)は、退院(所)後間もない者に対する同様な評価の短期集中リハビリテーション実施加算と統合するとともに、長期間継続されて実施される個別リハビリテーションの評価は基本報酬に包括する(通所リハ

ビリテーション)。

(訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションの見直し ★)

- ② 訪問看護ステーションによる理学療法士等の訪問と、訪問リハビリテーションについて、サービスの提供実態を踏まえ、基本的な報酬の整合性を図る。

(訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化 ★)

- ③ 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す。

(5) 人員配置基準等の緩和

(訪問介護におけるサービス提供責任者の配置基準の緩和 ★)

- ① 訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者 50 人に対して1人以上」に緩和する。

(通所介護における看護職員の配置基準の緩和 ★)

- ② 地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとする。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの配置基準等の緩和)

- ③ 夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

(小規模多機能型居宅介護における看護職員配置の緩和 ★)

- ④ 小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

(小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和 ★)

- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業所が認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

(「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和)

- ⑥ 「特別養護老人ホーム」の直接処遇職員に係る専従規定については、当該職員による柔軟な地域貢献活動を行うことが可能となるよう、関係通知を見直し、規定の趣旨を明確化する。

(介護老人保健施設における看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和)

- ⑦ 介護老人保健施設の看護師、准看護師及び介護職員は原則として当該施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこととされているが、訪問サービス等の併設により退所者の在宅生活を含めて支援するため、介護老人保健施設の看護・介護職員が当該施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合については、当該施設の看護・介護職員の一部に非常勤職員を充てることができる旨を明確化する。

Ⅲ 各サービスの報酬・基準に係る見直しの基本的な方向

1. 居宅介護支援

(認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化) Ⅱ3.(1)②再掲

- ① 認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

(公平・中立性の確保の推進)

- ② ケアマネジメントの質を確保する観点から、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が 90%以上である場合には減算の適用とされているが、公平・中立性を更に推進するため、適用要件の明確化を図りつつ、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す。

(質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進)

- ③ 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、主任介護支援専門員などの人員配置要件を強化する。また、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。なお、当該加算の算定要件のうち、中重度者の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

(介護予防支援に係る新総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し)

- ④ 介護予防支援について、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新総合事業」という。)」の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置づけることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

(居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携 ★)

- ⑤ 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

(地域ケア会議における関係者間の情報共有 ★)

- ⑥ 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

(20 分未満の身体介護の見直し) II 1.A.(3)①ア.再掲

- ① 在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして「20 分未満」を位置づける。

また、現行の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」場合について、日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通のものとした上で、算定対象者を見直し、要介護1及び要介護2の利用者については、認知症等により、短時間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には、算定を可能とする(要介護1及び要介護2の利用者に対する「20 分未満の身体介護」の算定については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」訪問介護事業所に限る。)。この場合には、従前どおり、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることを求めないが、「20 分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行わない場合)における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。

(サービス提供責任者の配置基準等の見直し)

- ② 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、特定事業所加算による加算を行う。II 1.A.(3)①イ.再掲

また、訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者 50 人に対して1人以上」に緩和する。★ II 3.(5)①再掲

(訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い ★)

- ③ サービス提供責任者の任用要件について、介護福祉士への段階的な移行を進めるため、平成 27 年4月以降は訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算割合を引き上げる。ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所(いわゆる「サテライト事業所」)となる場合は、平成 29 年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

(生活機能向上連携加算の拡大)

- ④ 自立支援型サービスとしての機能強化を図るため実施している、生活機能向上連携加算について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、リハビリテ

ーション専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合について、新たに加算対象とする。

(訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い)

- ⑤ 訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

(2) 訪問看護

(中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価 ★) II 1.A.(3)②再掲

- ① 在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算、特別管理加算やターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績等がある事業所については、新たな加算として評価する。

(病院・診療所からの訪問看護の充実 ★)

- ② 医療機関の患者の在宅復帰の促進、在宅における要介護者の重度化も含めた訪問看護のニーズは更に高まることが想定されることから、将来的な訪問看護従事者の増員を図るべく、病院又は診療所からの訪問看護供給量の拡大を促し、同時に病院看護職に対する OJT(訪問看護への従事)による訪問看護職の育成を推進するため、病院又は診療所からの訪問看護について、基本報酬を増額する。

(訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションの見直し ★) II 3.(4)②再掲

- ③ 訪問看護ステーションによる理学療法士等の訪問と、訪問リハビリテーションについて、サービスの提供実態を踏まえ、基本的な報酬の整合性を図る。★

また、適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーションマネジメントを徹底する。

(3) 訪問リハビリテーション

(リハビリテーションマネジメントの強化) II 1.B.(3)①再掲

- ① 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書(様式)の充実や計画策定と活用プロセスの充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーションカンファレンス」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。

(短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し)

II 3.(4)①再掲

- ② 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院(所)後間もない者に対する身体

機能の回復を目的とした、早期かつ集中的な介入を行う部分についての評価として統合し見直す。

(社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価) II 1.B.(1)③再掲

- ③ リハビリテーションにおいて、社会参加が維持できるサービス等に移行するなど、質の高いサービスを提供する事業所の体制を評価する。

(4) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供 II 3.(2)①再掲

(訪問系サービスにおける評価の見直し)

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、以下の場合の評価を適正化する。

- (ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。
- (イ) 事業所と同一建物以外の建物(建物の定義は同上)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

3. 通所系サービス

(1) 通所介護

(在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価) II 1.A.(3)③再掲

- ① 認知症高齢者や重度の要介護者が増加していくことが見込まれる中で、在宅生活を継続するためには、「認知症対応機能」、「重度者対応機能」、「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」を充実させる必要がある。このような観点から、認知症高齢者や重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配している事業所について、加算として評価する。

(心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化)

- ② 地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う事業所を評価するため、現行の個別機能訓練加算の算定要件について、居宅を訪問した上で計画を作成することを新たな要件として加えらるとともに、加算の評価の見直しを行う。

(地域連携の拠点としての機能の充実 ★)

- ③ 利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるよう、生活相談員の専従要件を緩和し、事業

所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務のみならず、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席などが可能となるようにする。

（小規模型通所介護の基本報酬の見直し） II 3.(1)③再掲

- ④ 小規模型通所介護の基本報酬について、通常規模型事業所と小規模型事業所のサービス提供に係る管理的経費の実態を踏まえ、評価の適正化を行う。

（看護職員の配置基準の緩和 ★） II 3.(5)②再掲

- ⑤ 地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとする。

（地域密着型通所介護に係る基準の創設）

- ⑥ 平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については、上述④における見直し後の小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する。

（小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置）

- ⑦ 小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。

また、経過措置期間内において、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員配置基準を満たさない場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算(70/100)する。

（通所介護(大規模型・通常規模型)のサテライト事業所への移行 ★)

- ⑧ 小規模な通所介護事業所が通所介護(大規模型・通常規模型)事業所のサテライト事業所へ移行するに当たっては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定するなど、現行のサテライト事業所の取扱いに従って実施する。

（通所介護と新総合事業における通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い）

- ⑨ 通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

（夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化 ★)

- ⑩ 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(2) 療養通所介護

(重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価)

Ⅱ 1.A.(3)④再掲

- ① 在宅における重度要介護者の療養生活継続への対応として、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

(地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設)

- ② 平成 28 年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する。

(夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化)

- ③ 療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(3) 通所リハビリテーション

(リハビリテーションマネジメントの強化) Ⅱ 1.B.(3)①再掲

- ① 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書(様式)の充実や計画策定と活用のプロセスの充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーションカンファレンス」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。

(短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し)

Ⅱ 3.(4)①再掲

- ② 短期集中リハビリテーション実施加算は、退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした、早期かつ集中的な介入を行う部分についての評価として統合・~~し~~見直す。

また、身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーションについての評価(個別リハビリテーション実施加算)は、退院(所)後間もない者に対する同様な評価の短期集中リハビリテーション実施加算と統合するとともに、長期間継続されて実施される個別リハビリテーションの評価は基本報酬に包括する。

(認知症短期集中リハビリテーションの改善) Ⅱ 1.A.(3)⑤ア. Ⅱ 1.B.(2)再掲

- ③ 認知症高齢者には個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージされやすい活動や参加へのアプローチが導入しや

すいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する。

(活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系の導入) II 1.B.(1)②再掲

- ④ ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などにおいて、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する。

(社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価) II 1.B.(1)③再掲

- ⑤ リハビリテーションにおいて、社会参加が維持できるサービス等に移行するなど、質の高いサービスを提供する事業所の体制を評価する。

(重度者対応機能の評価) II 1.A.(3)⑤イ.再掲

- ⑥ 重度の要介護者を積極的に受け入れ、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配し、実利用者のうち要介護3以上の利用者を一定割合以上受け入れ、かつ、提供時間を通じて看護職員を専従で1以上配置している事業所の体制を評価する。

(重度療養管理加算の拡大) II 1.A.(3)⑤ウ.再掲

- ⑦ 要介護3の者に対しても重度療養管理加算の対象となる医療処置を必要とする利用者が存在することから、現行の重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を要介護3まで拡大する。

(4) 通所系サービス共通(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)(認知症対応型通所介護のみ★)

(送迎時における居宅内介助等の評価)

- ① 送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)を通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護の所要時間に含めることとする。

(延長加算の見直し)

- ② 通所介護等の延長加算は、実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

(送迎が実施されない場合の評価の見直し) II 3.(3)再掲

- ③ 送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象とする。

4. 訪問系・通所系サービス共通

(リハビリテーションの基本理念) II 1.B.(1)①再掲

- ① リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様に規定する)。

(訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化 ★) II 3.(4)③再掲

- ② 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す。

(リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準 ★) II 1.B.(3)②再掲

- ③ 訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする。

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護

(緊急短期入所に係る加算の見直し) II 1.A.(2)①ア. 一部再掲

- ① 短期入所生活介護において、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、空床確保の体制を評価する緊急短期入所体制確保加算については、廃止する。
- 一方、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算については、要件を緩和するとともに充実を図る。

(緊急時における基準緩和 ★) II 1.A.(2)①イ.再掲

- ② 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。

(ADL・IADL の維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価 ★)

II 1.A.(2)①ウ.再掲

- ③ 事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADL の維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

(重度者への対応の強化) II 1.A.(3)⑥再掲

- ④ 重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

(長期利用者の基本報酬の適正化) II 3.(1)④再掲

- ⑤ 長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

(緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 ★) II 1.A.(2)①エ.再掲

- ⑥ 基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とし、その場合には、浴室・トイレ等について共用を可能とする。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

(2) 短期入所療養介護

(リハビリテーションの評価の見直し ★)

介護老人保健施設における短期入所療養介護において、算定率の高いリハビリテーション機能強化加算を基本サービス費に包括化する。また、当該加算の要件のうち、個別リハビリテーションについては、計画の策定については、個別リハビリテーション実施加算の要件に位置づける。

6. 特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)

(サービス提供体制強化加算の創設 ★)

- ① 今般の制度改正により、介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護3以上の者に限定されることに伴い、有料老人ホーム等の特定施設の役割が拡大することが見込まれている。このため、特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護老人福祉施設と同様に、サービス提供体制強化加算を創設する。

(認知症専門ケア加算の創設 ★) II 1.A.(3)⑦再掲

- ② 認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、他のサービスにおいて認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみ、認知症専門ケア加算を創設する。

(看取り介護加算の充実) II 1.C.(2)再掲

- ③ 看取り介護加算については、入居者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、以下のとおり新たな要件を追加し、死亡日以前4日以上 30 日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。
- (ア) 入居者の日々の変化を記録し、多職種で共有することによる連携を図り、看取り期早期からの入居者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取り介護を実施すること
 - (イ) 介護記録、検査データその他の入居者に係る資料により、入居者の心身の状態の変化及びこれに対する介護について、入居者及びその家族等への説明を適宜実施すること
 - (ウ) 施設における看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進すること

(要支援2の基本報酬の見直し)

- ④ 入居者の平均要介護度が上昇傾向にあることを踏まえ、サービス提供体制強化加算及び認知症専門ケア加算の創設による重度化への対応を行う一方、介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。また、この見直しに合わせて、要支援2の基本報酬の評価も見直す。

(短期利用の要件緩和)

- ⑤ 空き部屋を活用した短期利用については、都市部などの限られた資源を有効に活用しつつ、地域における高齢者の一時的な利用の円滑化を図るため、経験年数要件については複数の施設を運営する場合等を想定して事業者としての経験を評価する方式に見直すとともに、本来入居者の入居率を 80%以上確保するという要件を撤廃する。

(法定代理受領の同意書の廃止 ★)

- ⑥ 事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。

(養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方の見直し ★)

- ⑦ 養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化 ★) II 3.(1)⑤再掲

- ① 福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

(福祉用具専門相談員の資質の向上 ★)

- ② 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(訪問看護サービスの提供体制の見直し) II 1.A.(1)①ア.再掲

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(通所サービス利用時の減算の改善) II 1.A.(1)①イ.再掲

- ② 通所介護等の利用の有無による1日あたりの訪問回数に大きな差異がないことを踏まえ、現行の減算率を緩和する。

(オペレーターの配置基準等の緩和) II 3.(5)③再掲

- ③ 夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

(介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化)

- ④ 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し)

II 3.(2)②再掲

- ⑤ 集合住宅におけるサービス提供について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者の介護報酬を新たに減算する仕

組みを設ける。

(2) 小規模多機能型居宅介護

(訪問サービスの機能強化) II 1.A.(1)②再掲

- ① 小規模多機能型居宅介護の利用者について、在宅生活の継続を促進する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所については、新たな加算として評価する。

また、小規模多機能型居宅介護の利用者について、在宅生活の継続を促進する観点から、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(登録定員等の緩和 ★)

- ② 小規模多機能型居宅介護の登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。

なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(看取り期における評価の充実) II 1.C.(1)再掲

- ③ 中重度の要介護者への対応の更なる強化を図るため、看取り期における評価について、看護師による 24 時間連絡体制が確保されていること、利用者又は家族の同意を得て利用者の介護に係る計画が作成されていることに加え、医師・看護師・介護職員等が共同して必要に応じて利用者又は家族への説明を行う場合等について、新たな加算として評価する。

(運営推進会議及び外部評価の効率化 ★)

- ④ 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携) II 3.(5)④ 一部再掲

- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。★

また、人材確保の観点から、看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合については、新たな加算として評価する。

(地域との連携の推進 ★)

- ⑥ 小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするとともに、事業所の設備(居間及び食堂を除く)について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。

(同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し ★) II 3.(2)③再掲

- ⑦ サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(事業開始時支援加算の見直し ★)

- ⑧ 事業所開始時支援加算については、平成 26 年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止する。

(認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和 ★) II 3.(5)⑤再掲

- ⑨ 小規模多機能型居宅介護事業所が認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

(小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設 ★)

- ⑩ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所については、広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設を認めていない取扱いを見直し、施設類型に関わらず、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、市町村が個別に判断できるように見直す。

(中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進 ★)

- ⑪ 中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

(3) 複合型サービス

(看護体制の機能に伴う評価の見直し) II 1.A.(1)③再掲

- ① 複合型サービスは、医療ニーズのある中重度の要介護者が在宅での療養生活を送ることを支援するサービスとして創設されたが、現在の登録利用者にサービス提供されている看護の実態に偏りが見られることや、今後は利用者の重度化に伴い訪問看護の重要性が高まることが想定されることから、現行の基本報酬において、看護提供体制を評価した減算と加算を設ける。

また、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し) II 3.(2)③再掲

- ② サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(登録定員等の緩和)

- ③ 複合型サービスの登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(運営推進会議及び外部評価の効率化)

- ④ 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(サービス名称の変更)

- ⑤ サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

(事業開始時支援加算の延長)

- ⑥ 事業開始時支援加算については、平成 26 年度末までの時限措置としていたが、

現在の加算の算定状況や収支状況等を踏まえ、今後も更なる整備促進を図る観点から、平成 29 年度末まで延長する。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス共通事項(小規模多機能型居宅介護のみ★)

(総合マネジメント体制強化加算の創設等) II 1.A.(1)④再掲

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを提供する事業所は、日々変化する利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供することが求められる。

このため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備に係る評価として、総合マネジメント体制強化加算を創設するとともに、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(5) 認知症対応型共同生活介護

(夜間の支援体制の充実 ★) II 1.A.(3)⑧再掲

- ① 夜間ケア加算について、夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価する。

(看取り介護加算の充実) II 1.C.(2)再掲

- ② 看取り介護加算については、利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、認知症対応型共同生活介護における看取り介護の質を向上させるため、以下のとおり新たな要件を追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。
- (ア) 利用者の日々の変化を記録し、多職種で共有することによる連携を図り、看取り期早期からの利用者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取り介護を実施すること
 - (イ) 介護記録、検査データその他の利用者に係る資料により、利用者の心身の状態の変化及びこれに対する介護について、利用者及びその家族等への説明を適宜実施すること
 - (ウ) 事業所における看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進すること

(ユニット数の見直し ★)

- ③ 認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行

では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

(同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し ★)

- ④ 認知症対応型共同生活介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所については、家庭的な環境と地域住民との交流の下、認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設を可能とする。

(6) 認知症対応型通所介護

(利用定員の見直し ★) II 1.A.(3)⑨再掲

- ① 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

(運営推進会議の設置 ★)

- ② 地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

(夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化 ★)

- ③ 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和)

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

9. 介護予防サービス

(基本報酬の見直し) II 3.(1)⑥再掲

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、介護予防を目的としたものとして包括的に評価しているが、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。

このため、介護予防サービスのあり方と提供実態を踏まえた上で、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合性が図られるように適正化を行う。

10. 介護保険施設等

(1) 介護老人福祉施設(地域密着型を含む)

(看取り介護加算の充実) II 1.C.(2)再掲

- ① 看取り介護加算については、入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、以下のとおり新たな要件を追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。
 - (ア) 入所者の日々の変化を記録し、多職種で共有することによる連携を図り、看取り期早期からの入所者及びその家族等の意向を尊重しながら、看取り介護を実施すること
 - (イ) 介護記録、検査データその他の入所者に係る資料により、入所者の心身の状態の変化及びこれに対する介護について、入所者及びその家族等への説明を適宜実施すること
 - (ウ) 施設における看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進すること

(「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和) II 3.(5)⑥再掲

- ② 「特別養護老人ホーム」の直接処遇職員に係る専従規定については、当該職員による柔軟な地域貢献活動を行うことが可能となるよう、関係通知を見直し、規定の趣旨を明確化する。

(日常生活継続支援加算の見直しサービス提供体制強化加算への一元化)

- ③ 「介護福祉士の手厚い配置」と「重度の入所者の受入れ」を同時に評価している日常生活継続支援加算については、同じく介護福祉士の手厚い配置を評価するサービス提供体制強化加算と要件が重複していること等を踏まえ、サービス提供体制強化加算によって一元的に評価する今般の制度改正により、介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護3以上の者に限定されることから、これまで以上に中重度の要介護者や認知症高齢者等の受け入れを積極的に行う施設としての役割を評価した加算として重点的に評価する。

(在宅・入所相互利用加算の充実) II 1.A.(2)②再掲

- ④ 在宅・入所相互利用加算については、地域住民の在宅生活の継続を支援するため、当該加算の利用を促進する観点から、「同一個室」の利用を求めていることや、要介護3以上に利用者を限っていることについて見直すとともに、関係者との連携・調整の実施を適切に評価した単位数とする。

(障害者生活支援員に係る加算の拡大)

- ⑤ 障害者生活支援員に係る加算の対象となる障害者について、65歳以前より精神障害を有し、特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者を新たに追加する。これに併せて、同加算で配置を評価している「障害者生活支援員」について、

精神障害者に対する生活支援に関し専門性を有する者を新たに追加する。

(多床室における居住費負担の見直し) II 3.(1)⑦再掲

- ⑥ 介護老人福祉施設の多床室については、事実上の生活の場として選択されていることを踏まえ、一定程度の所得を有する在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者の居住費について、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を求める。ただし、「低所得者を支える多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする(短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。★)。

なお、多床室については、プライバシーに配慮した居住環境改善に向けた取組についても進める。

(基本報酬の見直し)

- ⑦ 介護老人福祉施設の基本サービス費については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(いわゆる「骨太の方針」)など様々な指摘がある中で、引き続き収支差が高い水準を維持していることを踏まえ、**事業の継続性に配慮しつつ**評価を適正化する。

(2) 介護老人保健施設

(在宅復帰支援機能の更なる強化) II 1.A.(2)③再掲

- ① 在宅復帰支援機能を更に高めるため、リハビリテーション専門職の配置等を踏まえ、在宅強化型基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について重点的に評価する。

(施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援) II 1.C.(3)再掲

- ② 入所前後訪問指導加算については、退所後の生活を支援するため以下の要件を満たす場合、新たに評価を行う。
- (ア) 本人及び家族の意向を踏まえ、生活機能の具体的な改善目標を含めた施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援計画を策定して**いる**こと
 - (イ) 支援計画策定に当たって、多職種が参加するカンファレンスを行っていること

(看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和) II 3.(5)⑦再掲

- ③ 介護老人保健施設の看護師、准看護師及び介護職員は原則として当該施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこととされているが、訪問サービス等の併設により退所者の在宅生活を含めて支援するため、介護老人保健施設の看護・介護職員が当該施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合については、当該施設の看護・介護職員の一部に非常勤職員を充て

ることができる旨を明確化する。

(3) 介護療養型医療施設

(機能に応じた評価の見直し) II 1.C.(4)再掲

今後、医療ニーズの高い中重度の要介護者への対応の更なる強化が必要となる中で、介護療養型医療施設は、看取りやターミナルケアを中心とした長期療養を担っていると同時に、喀痰吸引、経管栄養などの医療処置を実施する施設としての機能を担っている。このため、介護療養型医療施設が担っているこれらの機能について、今後も確保していくため、以下のとおり新たな要件を設定した上で、重点的に評価する。

- (ア) 入院患者のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者が一定割合以上であること
- (イ) 入院患者のうち、一定の医療処置を受けている人数が一定割合以上であること
- (ウ) 入院患者のうち、ターミナルケアを受けている患者が一定割合以上であること
- (エ) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること
- (オ) 地域に貢献する活動を実施していること

(4) 介護保険施設等における基準費用額の見直し

多床室における居住費については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえ、見直しを行う(短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においても同様の見直しを行う)。

(5) 介護保険施設等入所者の口腔・栄養管理(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。)

(経口維持加算の充実) II 1.D.(1)再掲

- ① 経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援のための適正なサービスの供給及びその内容を充実させる観点から、現行のスクリーニング手法による評価区分を廃止し、多職種による食事観察(ミールラウンド)やカンファレンス等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持管理を評価する。

(経口移行加算の充実) II 1.D.(2)再掲

- ② 経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能面の取組を充実させる。

(加算内容に応じた名称の変更) II 1.D.(3)再掲

- ③ 口腔機能維持加算、口腔機能維持管理体制加算については、入所者の適切な

口腔衛生管理の普及を推進するため、口腔衛生管理加算、口腔衛生管理体制加算に名称を変更する。

（療養食加算の見直し）Ⅱ 1.D.(4)再掲

- ④ 療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にするとともに、評価を見直す。

11. その他

(1) 介護職員の処遇改善

（基本的な考え方）Ⅱ 2.(1)再掲

- ① 介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保については、賃金水準の問題のみならず、より中長期的に、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」といった視点から対策を総合的に講じていくことが必要である。特に、質の高い介護人材を確保するためには、更なる資質向上や雇用管理の改善など事業者の自主的な取組がより促進される仕組みを構築していくことが重要である。

これらの取組を通じて、介護人材の専門性が高まることで、社会的・経済的評価が高まり、結果として安定的な処遇改善につながるものと考えられる。

（処遇改善加算の拡大）Ⅱ 2.(12)再掲

- ①② 処遇改善加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を行うための区分を創設する。

介護職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものである。他方、介護人材の安定的確保及び資質の向上を図るためには、給与水準の向上を含めた処遇改善が確実かつ継続的に講じられることが必要である。

平成 24 年度介護報酬改定においても、このような考え方のもと、処遇改善加算は「例外的かつ経過的な取扱い」として設けられた経緯があり、平成 25 年度の「介護従事者処遇状況等調査結果」の総括において、処遇改善加算の創設とその後の更なる普及により、安定的かつ継続的な処遇改善につながっているものの、「賃金体系等の人事制度の整備等について、依然として改善の余地がある」と指摘されたことを踏まえると、引き続き、事業主による資質向上に向けた取組を進めるとともに、労働者も主体的・積極的にキャリアアップに取り組むことが必要である。

このため、現時点においてはその取組の途上にあると考えられることから、事業者における処遇改善を評価し、確実に処遇改善を担保するため、現行の処遇改善加算の位置づけを前提として今回の改定ではこれを維持しつつ、更なる資

質向上を前提とした評価を実施していくことが適切と考える。

処遇改善加算の将来的な今後の取扱いについては、より効果的かつ実効性の高い対応の在り方も含めて引き続き検討することが適当である。

(サービス提供体制強化加算の拡大) II 2.(23)再掲

- ②③ 介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

- (※) なお、介護人材確保に当たっては各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、円滑に事業所が情報を公表できるよう見直すことが求められる。具体的には、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。

(2) サービス評価の適正化

(基本的な考え方) II 3.(1)①再掲

「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(いわゆる「骨太の方針」)を踏まえた介護福祉施設サービスを始めとする各サービスの評価の適正化については、各サービスの運営実態も勘案しつつ、I 2. の基本的な考え方に基づき、「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」や「介護人材確保対策の推進」の視点を踏まえた対応が必要である。

(3) 地域区分

(基本的な考え方)

地域区分については、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員(国家公務員又は地方公務員(以下同じ。))の地域手当の設定に準拠する。また、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他(0%)」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できるようにする。

また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定する。

これらの見直しに当たっては、自治体の意見を聴取した上で必要な経過措置を講じる。

また、各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に応じて見直しを行う。

なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであることから、財政的な増減が生じないよう財政中立で行うことが原則である。

一方、地域区分の設定方法として、介護人材確保での近隣自治体との均衡を考慮し、地域の実情を踏まえ市町村域を超えた、より広域的な範囲において設定が可能となるようにすべきとの意見があった。

IV 今後の課題

- 平成 27 年度介護報酬改定の基本的考え方や各サービスの報酬・基準の見直し
の方向については以上のとおりであり、今回の報酬改定に基づき、「地域包括ケア
システム」の構築に向けた着実な対応が求められる。
- その上で、次回の介護報酬改定においては、介護保険制度の持続可能性という
視点とともに、質の高い介護サービスの安定的な供給とそれを支える介護人材の
確保、医療と介護の連携・機能分担、更なる効果的・効率的なサービス提供を推進
するための報酬体系の見直し、報酬体系の簡素化など、介護サービスのあるべき
方向性も踏まえた検討を行うとともに、診療報酬との同時改定も見据えた対応が必
要であり、例えば以下のような課題が考えられる。
 - 通所リハビリテーションや通所介護、認知症対応型通所介護などの居宅サービ
スについては、それらの共通の機能とともに、それぞれのサービスに特徴的な
機能(例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど)の明確化等により、
一体的・総合的な機能分類や評価体系となるよう引き続き検討する。また、その
際には、現行の事業所単位でのサービス提供に加えて、例えば地域単位でのサ
ービス提供の視点も含め、事業所間の連携の進め方やサービスの一体的・総合
的な提供の在り方についても検討する。
 - 介護保険制度におけるサービスの質については、統一的な視点で、定期的に、
利用者の状態把握を行い、状態の維持・改善を図れたかどうか評価することが
必要である。このため、介護支援専門員による利用者のアセスメント様式の統一
に向けた検討を進めるとともに、ケアマネジメントに基づき、各サービス提供主
体で把握すべきアセスメント項目、及びその評価手法及び評価のためのデー
タ収集の方策等の確立に向けた取組を行う。
 - 今後の診療報酬との同時改定を念頭に、特に医療保険との連携が必要な事項
については、サービスの適切な実態把握を行い、効果的・効率的なサービス提
供の在り方を検討する。
 - 介護事業経営実態調査については、これまでの審議における意見(例えば調査
対象期間など)も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう
調査の精度を更に高めるため、引き続き調査設計や集計方法を検討する。



厚生労働省発老0109第4号
平成27年1月9日

社会保障審議会
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣
塩崎 恭久

諮 問 書

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第74条第3項、第78条の4第3項、第81条第3項、第115条の4第3項、第115条の14第3項及び第115条の24第3項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について

1. 居宅介護支援(介護予防を含む)

居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携に関する規定を以下のとおり改正する。また、地域ケア会議における関係者間の情報共有に関して、以下の努力義務規定を設ける。

- ① 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「居宅介護支援基準」という。)第 13 条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「介護予防支援基準」という。)第 30 条関係)
- ② 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
(居宅介護支援基準第 13 条及び介護予防支援基準第 30 条関係)

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

サービス提供責任者の配置基準及び訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新総合事業」という。)を一体的に実施する場合の人員等の基準を以下のとおり改正する。

- ① 訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者 50 人に対して1人以上」に緩和する(介護予防も同様)。
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅基準」という。)第5条関係及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「介護予防基準」という。)附則(新設))

- ②訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第5条及び第7条等関係)

3. 通所系サービス

(1)通所介護

地域密着型通所介護に係る規定及び小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置に係る規定を新設する。また、通所介護と新総合事業における第一号通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型基準」という。)(新設))
- ②小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。
(地域密着型基準附則(新設))
- ③通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
(居宅基準第 93 条及び第 95 条関係)
- ④通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける(介護予防も同様)。
(居宅基準第 95 条等関係)

4. 訪問系・通所系サービス共通

(1) 訪問・通所リハビリテーション

リハビリテーションの基本理念に係る規定、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化に係る規定並びにリハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準を以下のとおり改正する。

- ①リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様)。
(居宅基準第 75 条及び第 110 条等関係)
- ②訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す(介護予防も同様)。
(居宅基準第 81 条及び第 115 条関係、介護予防基準第 86 条)
- ③訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする(介護予防も同様)。
(居宅基準第 80 条及び第 114 条関係、介護予防基準第 86 条)

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護(介護予防を含む)

緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応に係る基準を以下のとおり改正する。

- ①利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
(居宅基準第 138 条及び介護予防基準第 139 条関係)
- ②基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。
(居宅基準第 140 条の 26 及び第 140 条の 32 並びに介護予防基準第 179 条及び第 185 条関係)

6. 特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)

介護職員・看護職員の配置基準に係る規定、法定代理受領の同意書に係る規定及び養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。
(居宅基準第175条及び介護予防基準第231条関係)
- ②事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
(居宅基準第180条、地域密着型基準第115条並びに介護予防基準第236条関係)
- ③養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。
(居宅基準第174条及び介護予防基準第230条関係)

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む)

福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。
(居宅基準第201条及び介護予防基準第271条関係)

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問看護サービスの提供体制に係る規定、オペレーターの配置基準に係る規定及び介護・医療連携推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看

護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(地域密着型基準第3条の30 関係)

- ②夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。

(地域密着型基準第3条の4 関係)

- ③介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第3条の21 関係)

(2)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)

登録定員等に係る規定、運営推進会議と外部評価に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定、他の訪問看護事業所等との連携に係る規定及び地域との連携の推進に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防基準」という。)第47条 関係)

- ②運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第72条及び地域密着型介護予防基準第65条 関係)

- ③小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、

その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

(地域密着型基準第 63 条及び地域密着型介護予防基準第 44 条関係)

- ④小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。

(地域密着型基準第 64 条及び地域密着型介護予防基準第 45 条関係)

(3)複合型サービス

サービス名称に係る規定、登録定員等に係る規定及び運営推進会議と外部評価に係る規定について以下のとおり改正する。

- ①サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

(地域密着型基準第8章関係)

- ②複合型サービスの登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(地域密着型基準第 174 条関係)

- ③運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(地域密着型基準第 176 条関係)

(4)認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

ユニット数に係る規定を以下のとおり改正する。

- ①認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

(地域密着型基準第 93 条及び地域密着型介護予防基準第 73 条関係)

(5)認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

利用定員に係る規定、運営推進会議の設置に係る規定並びに夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準を以下のとおり改正する。

- ①共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

(地域密着型基準第 46 条及び地域密着型介護予防基準第9条関係)

- ②地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

(地域密着型基準第 59 条及び地域密着型介護予防基準第 39 条関係)

- ③認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設ける。

(地域密着型基準第 44 条及び地域密着型介護予防基準第 7 条等関係)

(6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件を以下のとおり改正する。

- ①サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

(地域密着型基準第 131 条、第 132 条及び第 160 条関係)



分 介 発 0 1 0 9 第 1 号
平 成 2 7 年 1 月 9 日

社会保障審議会

会 長 西村 周三 殿

介護給付費分科会

分科会長 田中 滋

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正について（報告）

平成27年1月9日厚生労働省発老0109第4号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について（参考資料）
 新旧対照条文 目次

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）	1
○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）	22
○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）	58
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）	61
○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）	158
○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）	169
○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）	172
施行（予定）分	
○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）	187
四月一日施行（予定）分	
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）	231
○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）	233

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 （略） 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四百四十条の三十二及び第二百六条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四百二十二条の二、第四百四条の二（第九条において準用する場合に限る。）、第二百二十五条第一項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百二十八条第四項及び第五項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百十条第七項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準	（趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 （略） 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九条、第四百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四百四十条の三十二及び第二百六条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第二百二十五条第一項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百二十八条第四項及び第五項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百十条第七項（第四百四十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四〇六 (略)

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第一百九条、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第二百五条、第一百九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第二百四十二条の二(第二百五条の十九において準用する場合を含む。))、第二百五条の八第一項、第二百二十五条第一項(第一百四十条の十三及び第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第四項及び第五項、第二百三十条第七項、第一百四十条の七第六項

四〇六 (略)

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第一百九条、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。))、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第一百九条、第一百四十条(第一百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百九十二条、第二百五条、第一百九十二条の十二、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。))、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。))、第七十一条、第二百五条の八第一項、第二百二十五条第一項(第一百四十条の十三及び第二百五十五条(第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第二百二十八条第四項及び第五項、第二百三十条第七項、第一百四十条の七第六項及び第七項、第一百四十条の八第八項、

及び第七項、第四百四十条の八第八項、第四百四十六条第四項及び第五項、第四百四十八条（第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第五百五十条第六項、第五百五十五条の六第六項及び第七項、第五百五十五条の七第七項、第五百七十八條第一項から第三項まで、第五百七十九條第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、及び第五項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに第九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八・九（略）

（訪問介護員等の員数）

第五条（略）

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としな

第四百四十六条第四項及び第五項、第四百四十八条（第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第五百五十条第六項、第五百五十五条の六第六項及び第七項、第五百五十五条の七第七項、第五百七十八條第一項から第三項まで、第五百七十九條第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、及び第五項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに第九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八・九（略）

（訪問介護員等の員数）

第五条（略）

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この

なければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3・4 (略)

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第七条 (略)

2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3・4 (略)

(新設)

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第七条 (略)

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第四十条 （略）

2 （略）

3 基準該当訪問介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品）

第四十二条 （略）

2 基準該当訪問介護の事業と第四十条第三項に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第四十条 （略）

2 （略）

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品）

第四十二条 （略）

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規

を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

2 4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第十項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

2 4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十条 (略)

一〇四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十一条 (略)

二〇四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状態、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの

第八十条 (略)

一〇四 (略)

(新設)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十一条 (略)

二〇四 (略)

(新設)

とみなすことができる。

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者の員数)

第九十三条 (略)

一・二 (略)

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同

超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2・7 (略)

8 指定通所介護事業者が第一号通所事業に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第九十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長以下同じ。)に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第九十三条第一号第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2・7 (略)

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第九十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(事故発生時の対応)

第百四条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第百四条の三 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十六条の二まで、第三

(新設)

(記録の整備)

第百四条の二 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十八条まで及び第五十

十八条及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問看護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 （略）

（設備及び備品等）

第百五条の七 （略）

2・3 （略）

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

（記録の整備）

第百五条の十八 （略）

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護

二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問看護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 （略）

（設備及び備品等）

第百五条の七 （略）

2・3 （略）

（新設）

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

（記録の整備）

第百五条の十八 （略）

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護

の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一（五）（略）

六 次条において準用する第百四条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十六条の二まで、第三十八条、第九十六条（第三項第二号を除く。）、第九十七条及び第一百一条から第百四条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百四条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第百五条の七第四項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合

の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一（五）（略）

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第九十六条（第三項第二号を除く。）、第九十七条及び第一百一条から第百四条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合

計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 5 6 （略）

7 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）
第百八条 （略）

2 3 （略）

4 基準該当通所介護の事業と第百六条第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 5 6 （略）

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）
第百八条 （略）

2 3 （略）

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第百十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六條の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

できる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六條の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 (略)

一〇三 (略)

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 (略)

二〇五 (略)

六 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供方法及び手順等について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第百二十四条 (略)

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 (略)

一〇三 (略)

(新設)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

(設備及び備品等)

第百二十四条 (略)

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、

事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)
三〇八 (略)

(定員の遵守)

第三百三十八条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第四百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定

次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)
三〇八 (略)

(定員の遵守)

第三百三十八条 (略)
(新設)

(指定通所介護事業所等との併設)

第四百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業

地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（準用）

第四百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第四百四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第三百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第七百七十四条 （略）

2 （略）

所等」という。）に併設しなければならない。

（準用）

第四百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第四百四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第七百七十四条 （略）

2 （略）

(削除)

(従業者の員数)

第七十五条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

3

養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第七十五条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)(第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)
3 (略)

第百八十条 削除

※介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を受けるとき。

(削除)

三・四 (略)
3 (略)

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものを除く。）を受けるとき。

三 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。以下この号において同じ。）を受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護を行う者から市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されているとき。

(記録の整備) 第百九十一条の三 (略) 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 一七 (略) (削除) (記録の整備) 第百九十二条の十一 (略) 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 一九 (略) (削除) (適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等) 第二百一条 (略) 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	(記録の整備) 第百九十一条の三 (略) 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 一七 (略) 八 施行規則第六十四条第三号に規定する書類 (記録の整備) 第百九十二条の十一 (略) 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 一九 (略) 十 施行規則第六十四条第三号に規定する書類 (適切な研修の機会の確保) 第二百一条 (略) (新設)
--	--

改 正 案	現 行
目次 第八章 看護小規模多機能型居宅介護 第一節 基本方針（第七十条） 第二節 人員に関する基準（第七十一条―第七十三条） 第三節 設備に関する基準（第七十四条・第七十五条） 第四節 運営に関する基準（第七十六条―第八十二条） 第一章 総則 （趣旨） 第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一〜三 （略） 四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十条、第六百五十七条、第六百六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第六十一条、第八十八条、第六百五十七条、第六百六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八	目次 第八章 複合型サービス 第一節 基本方針（第七十条） 第二節 人員に関する基準（第七十一条―第七十三条） 第三節 設備に関する基準（第七十四条・第七十五条） 第四節 運営に関する基準（第七十六条―第八十二条） 第一章 総則 （趣旨） 第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一〜三 （略） 四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十条、第六百五十七条、第六百六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第六十一条、第八十八条、第六百五十七条、第六百六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二

条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十九条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第八十九条及び第九十条）第十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第五十九条の二、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百十三条第一項から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四項及び第五項、第一百八十九条第四項及び第五項、第一百八十九条第八項、第一百八十九条第九項（第一百八十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第一百六十三条第九項、第一百七十七条第五号及び第六号並びに第一百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第一百七十四条並びに附則第七条の規定による基準

六（略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第三条の四（略）

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定

十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十九条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第六十一条、第八十八条、第八十九条及び第九十条）第十三条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百十三条第一項から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四項及び第五項、第一百八十九条第四項及び第五項、第一百八十九条第八項、第一百四十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第一百六十三条第九項、第一百七十七条第五号及び第六号並びに第一百七十八条（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項、第一百七十四条並びに附則第七条の規定による基準

六（略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第三条の四（略）

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定

める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第一項第四号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供者責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供者責任者をいう。以下同じ。）の業務に三年以上従事した経験を有する者をもつて充てることができる。

3・4 （略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後六時から午前八時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

一〇四 （略）

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第四十五条第一項、第四十六条、第六十三条第六項、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。）

六 指定地域密着型特定施設（第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項において同じ。）

七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百三十条第一項に規定

める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもつて充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第一項第四号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供者責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供者責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供者責任者をいう。以下同じ。）の業務に三年以上従事した経験を有する者をもつて充てることができる。

3・4 （略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後六時から午前八時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

一〇四 （略）

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第四十五条第一項、第四十六条、第六十三条第六項第一号、第六十四条第三項及び第六十五条において同じ。）

六 指定地域密着型特定施設（第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項第二号において同じ。）

七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百三十条第一項に規定

する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項において同じ。）

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第四章から第七章までにおいて同じ。）

九〇十一（略）

六〇十一（略）

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第五項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第七十一条第十項の規定により同条第四項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第三条の二十一（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第六十三条第六項第三号において同じ。）

八 指定複合型サービス事業所（第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第四章から第七章までにおいて同じ。）

九〇十一（略）

六〇十一（略）

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第五項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第七十一条第十項の規定により同条第一項第一号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第三条の二十一（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果

(勤務態勢の確保等)

第三条の三十 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立

を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(勤務態勢の確保等)

第三条の三十 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3・4 (略)

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第四十六条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用

した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)
(新設)

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第四十六条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用

型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活同居(法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき同居をいう。以下同じ。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 (略)

(事故発生時の対応)

第五十九条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第六十条 (略)

2 (略)

型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 (略)

(新設)

(記録の整備)

第六十条

2 (略)

一〇四 (略)

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第六十三条 (略)

2〇5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能

指定認知症対応型共同生活介護

介護職員

一〇四 (略)

五 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第六十三条 (略)

2〇5 (略)

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

一 指定認知症対応型共同生活介護事業所

二 指定地域密着型特定施設

型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師
-----------------------------------	--	---	--	-----------

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該

三 指定地域密着型介護老人福祉施設
四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多

サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第百七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 〽 13 （略）

（管理者）

第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事す

機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第百七十一条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 〽 13 （略）

（管理者）

第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

ることができるものとする。

2 (略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第百七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第二項、第九十二条及び第百七十三条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第六十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの

2 (略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第九十一条第二項、第九十二条及び第百七十三条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第六十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十五人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模

利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

二（略）

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第七十二条（略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第八十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを

模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

二（略）

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第七十二条（略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第八十六条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを

前提としつつ、利用者が第六十三条第六項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活起居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（従業者の員数）

第九十条 （略）

2・3 （略）

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いてあるとき又は第七十一条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いてあるときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5・6 （略）

前提としつつ、利用者が第六十三条第六項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活起居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（従業者の員数）

第九十条 （略）

2・3 （略）

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いてあるとき又は第七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いてあるときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5・6 （略）

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8
～
10 (略)

(管理者)

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2
(略)

第九十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を二とすることができる。

2
～
7 (略)

(従業者の員数)

7 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員をもつて充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8
～
10 (略)

(管理者)

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2
(略)

第九十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。

2
～
7 (略)

(従業者の員数)

第百十条 (略)

258 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業員を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護事業者を置いているとき又は第七十一条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事す

第百十条 (略)

258 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業員を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる

ることができるものとする。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 第三条の七第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

第百十五条 削除

るものとする。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 第九条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百十五条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならぬ。

※介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部改正

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

(削除)

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係るものを除く。)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

四 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームに係る

	(記録の整備) 第二百二十八条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 八 (略) (削除) (従業者の員数) 第三百三十一条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第三百三十二条第一項第六号並びに第三百六十条第一項第三号において同じ。)、介護老人保健施設又は
ものに限る。以下この号において同じ。)を受ける場合にあつては、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者から市町村(法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。)に対し、入居者である居宅要介護被保険者に代わり地域密着型介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類が提出されているとき。	(記録の整備) 第二百二十八条 (略) 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 八 (略) 九 施行規則第六十五条の四第四号に規定する書類 (従業者の員数) 第三百三十一条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施

病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5
5 7 (略)

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設
栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二・三 (略)

9
9 11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認めら

設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5
5 7 (略)

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二・三 (略)

9
9 11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

れるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満

する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）とする。

（設備）

第三百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一五 （略）

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（新設）

（設備）

第三百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一五 （略）

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七〇九 (略) 2 (略) (設備) 第六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 四・五 (略) 2 (略)	七〇九 (略) 2 (略) (設備) 第六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。 四・五 (略) 2 (略)
※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部改正 (職員の配置の基準) 第五十六条 (略) 2〃14 (略) 15 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライ	(職員の配置の基準) 第五十六条 (略) 2〃14 (略) (新設)

ト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第八章 看護小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第七十一条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者

第八章 複合型サービス

(基本方針)

第七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第七十一条 指定複合型サービスの事業を行う者（以下「指定複合型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定複合型サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者（以下「複合型サービス従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上及び訪問サービス（複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト

が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第六項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち一以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第一項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で二・五以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し

型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を二以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第六項において同じ。）に当たる者を一以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

3 第一項の複合型サービス従業者のうち一以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

4 第一項の複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で二・五以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

5 (略)

6 宿泊サービス（登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス（本体事業所である指定複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整

て訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

一〇四 (略)

8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第四項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしている

備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。

7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

一〇四 (略)

8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該指定複合型サービス事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第四項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第三号の四第十二項の規定により同条第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除

ものとみなされているとき及び第三条の四第十二項の規定により同条第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2
（略）

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第七十三条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第七十二条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2
（略）

（指定複合型サービス事業者の代表者）

第七十三条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第七百七十四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十九人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

二 (略)

(設備及び備品等)

第七百七十五条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第七百七十四条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十五人以下とする。

2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで

二 (略)

(設備及び備品等)

第七百七十五条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 宿泊室

イ (略)

ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が一人である宿泊室の床面積については、六・四平方メートル以上とすることができる。

ハ・ニ (略)

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第百七十六条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 宿泊室

イ (略)

ロ 一の宿泊室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が一人である宿泊室の床面積については、六・四平方メートル以上とすることができる。

ハ・ニ (略)

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第百七十六条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第七十七条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- 二 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 三 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 四 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- 五 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 六 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第七十七条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- 二 指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 三 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 四 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- 五 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 六 指定複合型サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービス^{（一）}の提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

九 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

十・十一 （略）

（主治の医師との関係）

第七十八条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

二 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

三 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報

七 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

八 指定複合型サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

九 看護サービス（指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第七十九条第一項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

十・十一 （略）

（主治の医師との関係）

第七十八条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

二 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

三 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当

告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第一百七十九条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第九項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊

たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示及び前項の複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

第一百七十九条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第九項において同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看

サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

8 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。

10 前条第四項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第八十条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

護及び介護を行わなくてはならない。

5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。

8 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。

9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

10 前条第四項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

第八十条 複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の複合型サービス従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

第百八十一条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 看護小規模多機能型居宅介護計画

三・四 (略)

五 第百七十九条第十項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

六〇十 (略)

(準用)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条、第五十八条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条及び第八十一条から第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第七十条

第百八十一条 指定複合型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 複合型サービス計画

三・四 (略)

五 第百七十九条第十項に規定する複合型サービス報告書

六〇十 (略)

(準用)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条、第五十八条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条及び第八十一条から第八十六条の規定は、指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第七十条及び第七十八条中「小規模

及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項」とあるのは「第一百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

(法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス)
第十七条の十 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。)とする。

※老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部改正

(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス)
第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

(法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分)

第一条の六の三 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項各号」とあるのは「第一百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

(法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス)
第十七条の十 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス)
第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスのうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

(法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分)

第一条の六の三 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

※介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ （略）

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。

ニ （略）

二・三 （略）

（法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービス）

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護とする。

（地域密着型介護サービス費の代理受領の要件）

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ （略）

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。

ニ （略）

二・三 （略）

（法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービス）

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める複合型サービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

（地域密着型介護サービス費の代理受領の要件）

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イゝハ（略） 二（四）（略）	第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスを除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イゝハ（略） 二（四）（略）
※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部改正 （職員の配置の基準） 第五十六条（略） 2（13）（略） 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防防サービスキューン第四十四条第一項に規定する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす	（職員の配置の基準） 第五十六条（略） 2（13）（略） 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防防サービスキューン第四十四条第一項に規定する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置く

す職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

ほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 （略） 二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第二十六号（第三十条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準 三 （略） 四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七号	（趣旨） 第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 （略） 二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号（第三十条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準 三 （略） 四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十三条第一項第七号

、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第二十六号、第二十三条並びに第二十七条の規定による基準

五 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇十一 (略)

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)

第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

十三〇十五 (略)

十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十七〇十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十一〇二十六 (略)

、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号、第二十三条並びに第二十七条の規定による基準

五 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇十四 (略)

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六〇十八 (略)

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十〇二十五 (略)

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第二十九条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第十三条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イハ (略)

ニ 第十三条第十四号に規定するモニタリングの結果の記録
三五 (略)

(新設)

(記録の整備)

第二十九条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第十三条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イハ (略)

ニ 第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録
三五 (略)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 削除 第三章 介護予防訪問入浴介護 第一節 基本方針（第四十六条） 第二節 人員に関する基準（第四十七条・第四十八条） 第三節 設備に関する基準（第四十九条） 第四節 運営に関する基準（第四十九条の二―第五十五条） 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十六条・第五十七条） 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十八条―第六十一条） 第四章（略） 第七章 削除	目次 第一章（略） 第二章 介護予防訪問介護 第一節 基本方針（第四条） 第二節 人員に関する基準（第五条・第六条） 第三節 設備に関する基準（第七条） 第四節 運営に関する基準（第八条―第三十七条） 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十八条―第四十条） 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十一条―第四十五条） 第三章 介護予防訪問入浴介護 第一節 基本方針（第四十六条） 第二節 人員に関する基準（第四十七条・第四十八条） 第三節 設備に関する基準（第四十九条） 第四節 運営に関する基準（第五十条―第五十五条） 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十六条・第五十七条） 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十八条―第六十一条） 第四章（略） 第七章 介護予防通所介護

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針（第百十六條）

第二節 人員に関する基準（第百十七條）

第三節 設備に関する基準（第百十八條）

第四節 運営に関する基準（第百十八條の二―第百二十三條）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十四條―第百二十七條）

第九章 第十三章（略）

附則

（趣旨）

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

第一節 基本方針（第九十六條）

第二節 人員に関する基準（第九十七條・第九十八條）

第三節 設備に関する基準（第九十九條）

第四節 運営に関する基準（第百條―第百七條）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百八條―第百十一條）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十二條―第百十五條）

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針（第百十六條）

第二節 人員に関する基準（第百十七條）

第三節 設備に関する基準（第百十八條）

第四節 運営に関する基準（第百十九條―第百二十三條）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十四條―第百二十七條）

第九章 第十三章（略）

附則

（趣旨）

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第四百四十五条第六項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）、第八百八十条、第八百八十一条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準

二 (略)

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九条の二第一項（第六十一条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第四十九条の三（第六十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の五（第六十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第五十三条の十（第六十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三百三十三条第一項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）、第三百三十六条（第八百八十五条において準用する場合に限る。）及び第四百四十五条第七項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 (略)

五 法第一百五十四条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十

「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第四百四十五条第六項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）、第八百八十条、第八百八十一条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準

二 (略)

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第四十五条、第六十一条、第一百五十一条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第九十一条（第四十五条、第六十一条、第一百五十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三十一条（第四十五条、第六十一条、第一百五十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三十五条（第四十五条、第六十一条、第一百五十一条、第八百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第四十四条、第三百三十三条第一項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）、第三百三十六条（第八百八十五条において準用する場合に限る。）及び第四百四十五条第七項（第八百八十五条において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 (略)

五 法第一百五十四条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七

三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第一百七十七条、第二百二十九条、第三百十条、第四百五十五条第六項、第五百七十七条第二項及び第三項、第六十一条第七項、第八十七條、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七條、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 (略)

七 法第一百五條の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十九の二第一項(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第四十九條の三(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第四百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第五十三條の五(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第四百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二条、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第五十三條の十(第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第四百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二条、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第七十條、第七十七條第一項から第三項まで、第二百三十三條第一項(第五百五十

条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第一百七十七条、第二百二十九条、第三百十条、第四百五十五条第六項、第五百七十七条第二項及び第三項、第六十一条第七項、第八十七條、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七條、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 (略)

七 法第一百五條の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七七條、第二百二十三條、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第九条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七七條、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第二百二十二條、第三十一条(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七七條、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第四百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二条、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)、第三十五條(第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七七條、第二百二十三條、第四百二十二條(第五百五十九條において準用する場合を含む。))、第四百九十五條(第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十五條、第二百六十二条、第二百七十六條及び第二百八十九條において準用する場合を含む。)

九条及び第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百六十六条（第五百九条において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第七項、第六十一条第八項、第九十一条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第九十八条、第二百六項、第二百七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項（第二百六十二條において準用する場合を含む。）、第二百三十九條（第二百六十二條において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八條第一項から第三項までの規定による基準

八・九（略）

第二章 削除

第四条から第四十五条まで 削除

む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第一百三十三条第一項（第五百九条及び第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百六十六条（第五百九条において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第七項、第六十一条第八項、第九十一条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第九十八条、第二百六項、第二百七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項（第二百六十二條において準用する場合を含む。）、第二百三十九條（第二百六十二條において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八條第一項から第三項までの規定による基準

八・九（略）

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第四条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第五条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たたる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介

護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第七条 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪

問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利

-
- 用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業
-

者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防防支援助事業者等との連携）

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防防支援助事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防防支援助事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防防支援助業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防防支援助事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定

介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービス

に該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、そ

の同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第二十四条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第五条第二項に規定するサービス提供責任者）

任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法

七、その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかねばならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第二十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサー

ビスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会から

の求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品

及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 介護予防訪問介護計画

二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第三十八条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最

大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第三十九条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際

には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たつての留意点)

第四十条 指定介護予防訪問介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第四十一条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護

護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十二条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十三条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十四条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該介護予防訪問介護が、第四十一条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 | 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第三十九条第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じな

なければならない。

(準用)

第四十五条 第一節、第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十条、第二十七条並びに第三十四条第五項及び第六項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」に、第二十五条第三項中「第五条第二項」とあるのは「第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことができない。前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業員の員数)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供

(新設)

-
- し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該
-

利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第四十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（要支援認定の申請に係る援助）

第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

（新設）

（新設）

第四十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予

防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者そ
の他保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な
連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介
護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な
指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対
する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供す
る者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予
防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施
行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」とい
う。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該
利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を
介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること
等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を
説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること
その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を
行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サ
ービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する
計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に
沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第四十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(新設)

(身分を証する書類の携行)

第四十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(新設)

(サービスの提供の記録)

第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(新設)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領

(新設)

サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(広告)

第五十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(新設)

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(新設)

(苦情処理)

第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

い。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

（新設）

（新設）

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

三 第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五十五条 削除

(新設)

(記録の整備)

第五十四条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第五十五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十八条から第三十六条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規

(準用)

第六十一条 第一節、第四節(第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第七十三条 (略)

定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第五十三条」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)及び第三十四条の二から第三十六条まで並びに第一節、第四節(第五十条第一項及び第五十五条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第七十三条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一～三 (略)

四 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第四十九条の二、第四十九条の三、第四十九条の五から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条及び第五十三条の二から第五十三条の十一までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第七十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一～三 (略)

四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十六条まで及び第五十二条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第七十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第八十三条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十四条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第八十二条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第八十四条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条及び第六十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の第二十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二五 (略)

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合につ

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二五 (略)

(新設)

いては、第二百二十五条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七十三 (略)

十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十二、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の二から第五十三条の五まで、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

六十二 (略)

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第九十二条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十三条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条及び第六十七条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるの

。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第九十一条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第四十九条の十二中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第五十三条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第七章 削除

第九十六条から第百十五条まで 削除

は「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第九十一条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針

第九十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。	3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。	4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。	5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。	6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。	8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併
--	--	--	---	--	---	---------------------------------------

せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第九十八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第九十九条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつて

は、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3	指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
一	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
二	食事の提供に要する費用
三	おむつ代
四	前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
4	前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5	指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(運営規程)	
第百一条	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
一	事業の目的及び運営の方針
二	従業者の職種、員数及び職務の内容
三	営業日及び営業時間
四	指定介護予防通所介護の利用定員
五	指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
六	通常の事業の実施地域

-
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

- 第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかねばならない。
- 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によつて指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

- 第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

- 第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防通所介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的サービスの内容等の記録
- 三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百七条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十六条まで及び第五十二条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるの

は「第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第百八条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状態、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方

法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点）

第百十条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第百十一条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかねばならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者の員数）

第百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介

護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 | 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 | 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 | 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の

処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第百十三条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第百十四条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その

他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならぬ。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができ

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏れないしないう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準をもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三

十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）、第三十四条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四節（第百条第一項及び第百七条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部改正 （職員の配置の基準） 第五十六条（略） 2511（略） 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に
	（職員の配置の基準） 第五十六条（略） 2511（略） 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年

規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
13・14 （略） （利用料等の受領） 第百十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額	13・14 （略） （新設）

との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 食事の提供に要する費用 三 おむつ代 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		(緊急時等の対応) 第百十八条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(勤務体制の確保等) 第百二十の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利
--	--	---	---

(新設)

(新設)

用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供でき
るよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従
業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防
通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所の従業者によつて指定介護予防通所リハ
ビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処
遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所
リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機
会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

- 第二百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、
利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を
行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があ
る場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第二百二十条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、
非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への
通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する
とともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければ
ならない。

(記録の整備)

- 第二百二十二条 (略)
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対す

(新設)

(新設)

(記録の整備)

- 第二百二十二条 (略)
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対す

る指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百二十三条 第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第二百二十条」と、第四十九条の七中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第

る指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百二十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第六十七条、第一百条及び第一百二条から第一百四十五条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百二十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第二百二十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第

百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じて等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確な把握を行うものとする。

二〇五 (略)

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七〇十二 (略)

十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(設備及び備品等)

第三百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火

百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じて等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の確な把握を行うものとする。

二〇五 (略)

(新設)

六〇十一 (略)

十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(設備及び備品等)

第三百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火

建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 （略）

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四百二十二条において準用する第二百二十条の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるところ。

ロ 第四百二十二条において準用する第二百二十条の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ （略）

2 8 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第三百三十三条 （略）

2 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（定員の遵守）

第三百三十九条 （略）

建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一 （略）

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四百二十二条において準用する第四百四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めるところ。

ロ 第四百二十二条において準用する第四百四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ （略）

2 8 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第三百三十三条 （略）

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（定員の遵守）

第三百三十九条 （略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第二条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（衛生管理等）

第百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第百四十一条 （略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 （略）

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 （略）

（新設）

（新設）

（記録の整備）

第百四十一条 （略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 （略）

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 （略）

四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百四十二条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の十一、第二百二十条の二及び第二百二十条の四の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第三百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第五百五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる

四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第四百四十二条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第二百四条及び第二百五条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第三百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百二条第三項及び第二百四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第五百五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる

一 (略)

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五百五十九条において準用する第四百二十二条において準用する第二百十條の四に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五百五十九条において準用する第四百二十二条において準用する第二百十條の四に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ (略)

2 8 (略)

(準用)

第五百五十九条 第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十九條の二、第四百十條から第四百二十二條（第四百二十條の二の準用に係る部分は除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三百三十三條第一項中「第三百三十八條」とあるのは「第五百五十六條」と、第四百一十一條第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第五百五十九條において準用する次條」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第七十九條 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護

一 (略)

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五百五十九条において準用する第四百二十二条において準用する第四百四條に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五百五十九条において準用する第四百二十二条において準用する第四百四條に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ (略)

2 8 (略)

(準用)

第五百五十九条 第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十六條、第三百三十七條、第四百十條から第四百二十二條（第二百二條の準用に係る部分は除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三百三十三條第一項中「第三百三十八條」とあるのは「第五百五十六條」と、第四百一十一條第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第五百五十九條において準用する次條」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第七十九條 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護

予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第八十条（略）

2・3（略）

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5（略）

（設備及び備品等）

第八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備

予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十三条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第八十条（略）

2・3（略）

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5（略）

（設備及び備品等）

第八十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備

えなければならぬ。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 (略)
二〇四 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第百八十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。

(準用)

第百八十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四から第五十三条の七まで、第五十三条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十三条の九から第五十三条の十一まで、第二百二十条の二、第二百二十条の四、第二百二十八条並びに第四節(第三百三十五条第一項及び第四百二十二条を除く。)、及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の十三中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条の二中「法定代理受領サ

えなければならぬ。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一〇九 (略)
二〇四 (略)

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第百八十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならぬ。

(準用)

第百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第二百四条、第二百五条、第二百二十八条並びに第四節(第三百三十五条第一項及び第四百二十二条を除く。)、及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防

「サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百四十一条第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百八十五条」と、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百九十四条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 (略)

四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十一条第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百八十五条」と、第百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第百四十八条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百九十四条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 (略)

四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百九十五条 第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第二百十条の二、第二百十条の四、第二百十一条、第二百三十三條、第二百三十四條第二項及び第二百四十條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五十三条の四中「第五十三條」とあるのは「第百九十二條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十三條中「第百三十八條」とあるのは「第百九十二條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五条 (略)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定するユ

五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百九十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条、第二百二条、第二百四条、第二百二十一条、第二百三十三條、第二百三十四條第二項及び第二百四十條の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六條」とあるのは「第百九十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百三十三條中「第百三十八條」とあるのは「第百九十二條」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五条 (略)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二第一項に規定

ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百十條 第百八十九條、第百九十一條、第百九十四條及び第百九十五條(第百二十條の二の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十四條第二号及び第百四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十條において準用する次条」と、第百九十五條中「第百九十二條」とあるのは「第二百七條」と読み替えるものとする。

第二百三十條 (略)

2 (略)

(削除)

(従業者の員数)

第二百三十一條 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」

するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百十條 第百八十九條、第百九十一條、第百九十四條及び第百九十五條(第百二條の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百九十四條第二号及び第百四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十條において準用する次条」と、第百九十五條中「第百九十二條」とあるのは「第二百七條」と読み替えるものとする。

第二百三十條 (略)

2 (略)

3

養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第六節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第二百三十一條 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」

という。)又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

という。)又は介護職員

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第七十四条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 (略)

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ・ハ (略)
三・四 (略)

3
3
8

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

第二百三十六条 削除

(記録の整備)

第二百四十四条 (略)

ロ・ハ (略)
三・四 (略)

3
3
8

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第二百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百三十六条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に提出しなければならない。

(記録の整備)

第二百四十四条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

(削除)

二 四 (略)

五 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百四十五条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三条の十一まで、第二百二十条の四及び第三百三十九条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百五十三条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第二百三十六条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類三 五 (略)

六 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

八 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百四十五条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十一条、第五十二条、第四百条及び第五百条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百四十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第二百五十三条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予

防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設
の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、
利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において
「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事
業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サ
ービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービ
ス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常
生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において
「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うも
のの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところに
よる。

（内容及び手続きの説明及び契約の締結等）

第二百五十八条（略）

2・3（略）

4 第四十九条の二第二項から第六項までの規定は、第一項の規定
による文書の交付について準用する。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条（略）

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法
第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）
、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防
サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密
着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第十五条の四十
五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者
」という。）でなければならない。

防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設
の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、
利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において
「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事
業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節におい
て「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護
予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事
等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話
（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をい
う。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこ
の節に定めるところによる。

（内容及び手続きの説明及び契約の締結等）

第二百五十八条（略）

2・3（略）

4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文
書の交付について準用する。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条（略）

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者
又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二
第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう
。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

5 8 （略）

（記録の整備）

第二百六十一条 （略）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 8 （略）

（記録の整備）

第二百六十一条 （略）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設

入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇三 (略)

四 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(削除)

七〇九 (略)

(準用)

第二百六十二条 第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三条の十一まで、第二百二十条の四、第二百三十九条の二、第二百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十一条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十三条の四中「第五十三条」とあるのは「第二百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第五十三条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十一条中「指定介護予防

入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇三 (略)

四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
七 次条において準用する第二百三十六条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類

八〇十 (略)

(準用)

第二百六十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十一条、第五十二条、第四百条、第四百五条、第二百三十五条から第二百三十九条まで及び第二百四十一条から第二百四十三条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百五十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十二条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第二百三十七条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」と、第二百四十一条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービスを」

特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第二百七十一条 (略)

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(記録の整備)

第二百七十五条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第四十九条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 (略)

三 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 (略)

(準用)

第二百七十六条 第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五

と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保)

第二百七十一条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第二百七十五条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 (略)

三 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 (略)

(準用)

第二百七十六条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三

十條の二、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の五から第五十三條の十一まで並びに第二百十條の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四十九條の二中「第五十三條」とあるのは「第二百七十條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九條の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九條の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九條の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第四十九條の十三中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第五十條の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百十條の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百八十條 第四十九條の二から第四十九條の八まで、第四十九條の十から第四十九條の十三まで、第五十條の二、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の五から第五十三條の七まで、第五十三條の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十三條の九から第五十三條の十一まで並びに第二百十條の二第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六條を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第四十九條の二中「第五十三條」とあるのは「第二百八十條において準用する第二百七十條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四

十條、第三十一條から第三十六條まで、第五十二條並びに第二百十條第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八條中「第二十六條」とあるのは「第二百七十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九條中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二百十條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百八十條 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十三條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條(第五項及び第六項を除く。)、第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條並びに第二百十條第一項及び第二項並びに第一節、第二節(第二百六十六條を除く。)、第三節、第四節(第二百六十九條第一項及び第二百七十六條を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八條中「第二十六條」とあるのは「第二百八十條において準用する第二百七十條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十

十九条の四中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四十九条の十三中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第五十条の三に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第五十三条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第五十三条の十第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 (略)

四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第二百二条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百六十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第二百八十八条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 (略)

(準用)

第二百八十九条 第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十二まで、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の三、第五十三条の五から第五十三条の十一まで、第二百二十条の二第一項及び第二項、第二百七十条から第二百七十二条まで並びに第二百七十四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二中「第五十三条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十九条の四中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第四十九条の八第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第四十九条の十二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二十条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と第二百七十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十一条及び第二百七十二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百七十四条中「第二百七十条」とあるのは「第二百八十九条において準用する第二百七十条」と読み替えるものとする。

※附則における規定

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第①条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため
の関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号
。以下「整備法」という。)附則第十一条及び第十四条第二項の
規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規

(準用)

第二百八十九条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条
まで、第二十三条、第二十九条、第三十一条から第三十六条まで
、第五十二条、第二百二条第一項及び第二項、第二百七十条から第
二百七十二条まで並びに第二百七十四条の規定は、指定特定介護
予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、
第八条中「第二十六条」とあるのは「第二百八十九条において準
用する第二百七十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用
具専門相談員」と、第十条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下
同じ。)」と、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第十四条
第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、
第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪
問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二百二条第二項中「
処遇」とあるのは「サービス利用」と第二百七十条中「利用料」
とあるのは「販売費用の額」と、第二百七十一条及び第二百七十
二条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第
二百七十四条中「第二百七十条」とあるのは「第二百八十九条に
おいて準用する第二百七十条」と読み替えるものとする。

定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は旧法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一 第一条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項及び第五項、第七条第二項、第四十条第三項並びに第四十二条第二項の規定

二 第二条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「旧地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項、第四十六条第二項及び第一百一条の規定

三 第三条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧介護予防サービス等基準」という。）第一条から第四十五条までの規定

四 第四条の規定による改正前の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「旧地域密着型サービス基準」という。）第九条第二項及び第七十八条の規定

五 第五条の規定による改正前の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「旧介護予防支援等基準」という。）の規定

（旧介護予防サービス等基準の一部改正）

第②条 附則第①条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準の一部を次のように改正する。

第五条中第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第③条 附則第①条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第五条第二項及び第六項並びに第七条第二項の規定は、旧介護予防訪問介護の事業を行う者が第一号訪問事業（旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第二項	指定訪問介護事業者（	法第百十五条の四十五第
--------	------------	-------------

第五条第六項 指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第七条第二項 指定訪問介護事業者	第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

2 附則第①条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第四十一条第三項及び第四十三条第二項の規定は、旧介護予防訪問介護の事業を行う者が、基準該当介護予防訪問介護（旧介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業と第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第四十三条第二項	基準該当訪問介護の事業	第四十一条第三項に規定する第一号訪問事業
（介護予防通所介護に関する経過措置） 第④条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 一 旧指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第三号及び第八項、第九十五条第四項、第百六条第一項第三号及び第七項並び	指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

に第百八条第四項の規定

二 旧地域密着型サービス基準第四十六条第二項、第百一条及び第百三十一条第十三項の規定

三 旧介護予防サービス等基準第一条から第三条まで、第九十六条から第百十五条まで、第百七十九条、第百八十条第四項、第百八十三条第一項及び第百八十四条の規定

四 旧地域密着型サービス基準第九条第二項及び第七十八条の規定

五 旧介護予防支援等基準の規定

六 第 条による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五十六条第十二項の規定

（旧介護予防サービス等基準の一部改正）

第⑤条 附則第④条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準の一部を次のように改正する。

第九十九条中第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）に届け出るものとする。

第百五条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百五条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百七条中「第三十条から第三十六条まで」を「第三十条から第三十四条まで、第三十六条」に改める。

第百十五条中「第三十四条の二から第三十六条まで」を「第三十四条の二、第三十六条」に改める。

第⑥条 附則第④条第三号第の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七条第一項第三号及び第八項並びに第九十九条第五項の規定は、旧介護予防通所介護の事業を行う者が第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七條第一項第三号		第九十七條第八項及び第九十九條第五項		第九十七條第八項	
指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）		指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業		指定通所介護	
法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者		当該第一号通所事業		当該第一号通所事業	
指定居宅サービス等基		指定通所介護事業者		第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	
市町村の定める当該第一					

第九十九条第一項から第七項までに規定する	第九十九条第五項	指定通所介護事業者	第九十三条第一項から第七項までに規定する
号通所事業の	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する	

2 附則第④条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧介護予防通所介護の事業を行う者が、基準該当通所介護（旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業と第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準	法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する
--------------------	-----------------------------	------------------------------

(旧介護予防支援等基準の一部改正)	第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。の事業		第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。の事業	
	基準該当通所介護		第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）	
	基準該当通所介護の事業		当該第一号通所事業	
	第百十二条第七項		第一項第三号に規定する第一号通所事業	
第百十四条第四項	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する		市町村の定める当該第一号通所事業の	
	基準該当通所介護の事業		第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業	
指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する		市町村の定める当該第一号通所事業の		

第⑦条 附則第①条第五号及び第④条第五号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防支援等基準の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第四百四十条の六十六第四号」を「第四百四十条の六十六第一号ロ(2)」に改める。

第二十八条第二項第一号中「第三十条第十三号」を「第三十条第十四号」に改め、同項第二号中「第三十条第十四号」を「第三十条第十五号」に改め、同号ホ中「第三十条第十五号」を「第三十条第十六号」に改める。

第三十条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、同条第十五号ロ中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。又は)」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準という。))第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画書」に、「位置づけられている」を「位置付けられている」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び

に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六條第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第三十條に次の一号を加える。

二十八 指定介護予防支援事業者は、法百十五條の四十八第四項の規定に基づき、同條第一項に規定する会議から、同條第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第⑧條 整備法附則第十三條の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「介護予防サービス等基準」という。）第二百六十條第二項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三條の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2 整備法附則第十一条及び第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するとされた同法第五條による改正前の法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び同條第七項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る介護予防サービス等基準第二百六十條の適用については、同條第二項中「指定介護予防

サービス事業者」とあるのは「指定介護予防サービス事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一條及び第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五條による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）及び同條第七項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に係るものに限る。）を含む。）」と、同條第三項中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護、旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同條第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

○ 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設備及び備品等） 第七条（略） 2・3（略） 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。 5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第一項から第三項</u>までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （従業者の員数） 第八条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活	（設備及び備品等） 第七条（略） 2・3（略） （新設） 4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前三項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （従業者の員数） 第八条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活

介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十四条第六項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十四条第六項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第七十条又は指定地域密着型サービス基準第九十条、第一百十条若しくは第

介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第四十四条第六項第二号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第四十四条第六項第三号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第七十条又は指定地域密着型サービス基準第九十条、第一百十

百三十一条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第九条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活同居（法第八条の第十五項に規定する共同生活を営むべき同居をいう。以下同じ。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

条若しくは第百三十一条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第九条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

第四十四条第六項において同じ。）の運営（第四十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十七条（略）

2・3（略）

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第七条第四項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（従業者の員数等）

第四十四条（略）

2・5（略）

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法	介護職員
---	--	------

第四十四条第六項第四号において同じ。）の運営（第四十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十七条（略）

2・3（略）

（新設）

（従業者の員数等）

第四十四条（略）

2・5（略）

6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

- 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 二 指定地域密着型特定施設
- 三 指定地域密着型介護老人福祉施設
- 四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

	律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のないかどうかある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設 看護師又は准看護師

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテ

7 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 13 (略)

(管理者)

第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条

の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 13 (略)

(管理者)

第四十五条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準

の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2
(略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第七十三条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第七十一条第二項及び第七十二条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければなら

第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）に従事することができるものとする。

2
(略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第七十一条第二項及び第七十二条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければなら

(登録定員及び利用定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十九人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人

(登録定員及び利用定員)

第四十七条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を二十五人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）まで

二 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第六十二条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第四十四条第六項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第六十四条 第十一条から第十五条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十一条から第三十六条まで、第三十七条(第四項を除く。)及び第三十八条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と、第二十八条第三項及び第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第六十五条 (略)

二 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第六十二条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第四十四条第六項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(準用)

第六十四条 第十一条から第十五条まで、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十一条から第三十八条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第五十七条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第三章第四節」と、第二十八条第三項及び第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第六十五条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 5 (略)

第六十九条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができ

2 7 (略)

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第三十一条から第三十四条まで、

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3 5 (略)

第六十九条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第八条の二第十七項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第七十三条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一又は二とする。

2 7 (略)

(準用)

第八十五条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第三十一条から第三十四条まで、

第三十六条、第三十七条（第四項を除く。）、第三十八条、第五十六条、第五十八条の二、第六十条及び第六十一条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十六条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第六十一条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第三十六条から第三十八条まで、第五十六条、第五十八条の二、第六十条及び第六十一条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十六条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十二条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十六条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第六十一条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（記録の整備） 第二十八条（略） 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 第三十条第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 二（略） イゝハ（略） ニ 第三十条第十五号に規定する評価の結果の記録 ホ 第三十条第十六号に規定するモニタリングの結果の記録 三ゝ五（略） （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第三十条（略） 二ゝ十一（略） 十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六条第二号に	（記録の整備） 第二十八条（略） 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 第三十条第十三号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 二（略） イゝハ（略） ニ 第三十条第十四号に規定する評価の結果の記録 ホ 第三十条第十五号に規定するモニタリングの結果の記録 三ゝ五（略） （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第三十条（略） 二ゝ十一（略） （新設）

規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。
〔等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。〕

十三 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない。

十四・十五 (略)

十六 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ (略)

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

十二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準という。）第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない。

十三・十四 (略)

十五 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ (略)

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第百九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との

ハ (略) 十七 (略) 十八 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 十九、二十 (略) 二十 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。	連絡を実施すること。 ハ (略) 十六 (略) 十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 十八、二十六 (略) (新設)
--	--

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）
 【平成二十八年四月一日施行（予定）】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 通所介護 第一節～第四節（略） 第五節 削除 第六節（略） 第八章～第十一章（略） 附則 （趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする	目次 第一章～第六章（略） 第七章 通所介護 第一節～第四節（略） 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百五条の二・第二百五条の三） 第二款 人員に関する基準（第二百五条の四・第二百五条の五） 第三款 設備に関する基準（第二百五条の六・第二百五条の七） 第四款 運営に関する基準（第二百五条の八―第二百五条の十九） 第六節（略） 第八章～第十一章（略） 附則 （趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする

一〇四 (略)

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三号、第九十四条、第一百十一条、第二百一十一号、第二百二十二号、第三百三十号第六項、第四百四十条の八第七項、第四百四十条の十一の二第二項及び第三項、第四百四十二条、第五百五十五条の十の二第二項及び第三項、第七十五号、第七十六号、第九十二号の四、第九十二条の五、第九十四条、第九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百四十条の四第六項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第四百四十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第五百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第三条(第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基

一〇四 (略)

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三号、第九十四条、第一百五十五条の四、第一百五十五条の五、第一百一十一号、第二百一十一号、第二百二十二号、第三百三十号第六項、第四百四十条の八第七項、第四百四十条の十一の二第二項及び第三項、第四百四十二条、第五百五十五条の十の二第二項及び第三項、第七十五号、第七十六号、第九十二条の四、第九十二条の五、第九十四条、第九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百五十五条の七第一項(専用の部屋に係る部分に限る。)及び第二項、第一百十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百四十条の四第六項第一号イ(3) (床面積に係る部分に限る。)、第四百四十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第五百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第三条(第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基

の十二において準用する場合を含む。)及び第二項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)、第八十三條第四項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)、及び第五項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)(並びに第九十二條の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四條第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十二條(第九十四條の五において準用する場合を含む。)(略)の規定による基準

九 (略)

第五節 削除

第九十五條の二から第九十五條の十九まで 削除

、第七十八條第一項から第三項まで、第七十九條第一項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)(及び第二項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)、第八十三條第四項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)(及び第五項(第九十二條の十二において準用する場合を含む。)(並びに第九十二條の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四條第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十五條の六及び第九十三條(第九十四條の五において準用する場合を含む。)(略)の規定による基準

九 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第九十五條の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)(の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百五条の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第百五条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を九人以下とする。

(設備及び備品等)

第百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用

定員を乗じた面積以上とする。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

第四款 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び同意）

第百五条の八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサ

ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第百五条の十 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第百五条の十一 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに

よるものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

（療養通所介護計画の作成）

第百五条の十二 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十条第一項に

規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条

の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第百五条の十五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定療養通所介護の利用定員
- 五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第百五条の十六 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第百五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通

所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第百五条の十八 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 療養通所介護計画

二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録

三 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第百四条の二第二項に規定する事故の

状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十六条の二まで、第三十八条、第九十六条(第三項第二号を除く。)、第九十七条及び第百一条から第百四条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百四条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第百五条の七第四項」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

い。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百九十二条の十 (略)

2 (略)

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 (略)

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百九十二条の十 (略)

2 (略)

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 (略)

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）

【平成二十八年四月一日施行（予定）】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第二章の二 地域密着型通所介護 第一節 基本方針（第十九条） 第二節 人員に関する基準（第二十条・第二十一条） 第三節 設備に関する基準（第二十二条） 第四節 運営に関する基準（第二十三条―第三十七条） 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条） 第二款 人員に関する基準（第四十条・第四十条の二） 第三款 設備に関する基準（第四十条の三・第四十条の四） 第四款 運営に関する基準（第四十条の五―第四十条の十六） 第三章 認知症対応型通所介護 第一節・第二節（略） 第三節 運営に関する基準（第五十条―第六十一条） 第四章・第八章（略） 附則 （趣旨）	目次 第一章・第二章（略） （新設） 第三章 認知症対応型通所介護 第一節・第二節（略） 第三節 運営に関する基準（第四十八条―第六十一条） 第四章・第八章（略） 附則 （趣旨）

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条、第四十条、第四十条の二、第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百条、第一百一条、第一百三十一条（第十四項を除く。）、第一百三十九条第七項、第一百四十六条、第六十三條第八項、第六十七條第二項及び第三項、第七十一条から第七十三條まで、附則第二條、附則第三條、附則第五條並びに附則第六條の規定による基準
- 二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条の四第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）、及び第二項、第六十七條第一項（宿泊室に係る部分に限る。）、及び第二項第二号ロ、第九十三條第二項（居室に係る部分に限る。）、及び第四項、第一百三十二條第一項第一号ロ、第六十条第一項第一号イ（3）（床面積に係る部分に限る。）、第七十五條第一項（宿泊室に係る部分に限る。）、及び第二項第二号ロ並びに附則第十二條第一項の規定による基準

三 （略）

四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項（第十八條、第三十七條、第六十一条

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条、第七条、第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百条、第一百一条、第一百三十一条（第十四項を除く。）、第一百三十九条第七項、第一百四十六条、第六十三條第八項、第六十六條第二項及び第三項、第七十一条から第七十三條まで、附則第二條、附則第三條、附則第五條並びに附則第六條の規定による基準
- 二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六十七條第一項（宿泊室に係る部分に限る。）、及び第二項第二号ロ、第九十三條第二項（居室に係る部分に限る。）、及び第四項、第一百三十二條第一項第一号ロ、第六十条第一項第一号イ（3）（床面積に係る部分に限る。）、第七十五條第一項（宿泊室に係る部分に限る。）、及び第二項第二号ロ並びに附則第十二條第一項の規定による基準

三 （略）

四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の七第一項（第十八條、第六十一条、第八十八條

、第八十八条、第八十八条、第五百五十七条、第六百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第三十七条、第四十条の十七、第六十一条、第八十八条、第八十八条、第五百五十七条、第六百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第三十七条、第四十条の十七、第八十八条、第八十八条、第二百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第八十八条、第二百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百三十一条から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四項及び第五項、第一百三十七条第四項及び第五項、第三百三十九条第八項、第四百五十五条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第五百五十三条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第五百五十五条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十二条第六項及び第七項並びに第六百六十三条第九項、第六百七十七条第五号及び第六号並びに第六百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に

、第八十八条、第五百五十七条、第六百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十八条、第五百五十七条、第六百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の二十三（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第六十一条、第八十八条、第八十八条、第二百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第八十八条、第二百二十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百三十一条から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四項及び第五項、第一百三十七条第四項及び第五項、第三百三十九条第八項、第四百五十五条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第五百五十三条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第五百五十五条（第六百六十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十二条第六項及び第七項並びに第六百六十三条第九項、第六百七十七条第五号及び第六号並びに第六百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に

掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四十条の三、第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第七百七十四条並びに附則第七条の規定による基準

六（略）

（心身の状況等の把握）

第三条の十二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第二十三条及び第四十条の六において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第三条の二十八（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3（略）

（管理者等の責務）

第十三条（略）

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応

掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項（居室に係る部分を除く。）、第七百七十四条並びに附則第七条の規定による基準

六（略）

（心身の状況等の把握）

第三条の十二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第四十八条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第三条の二十八（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3（略）

（管理者等の責務）

第十三条（略）

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応

型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3
(略)

第二章の二 地域密着型通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第十九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二十条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）

型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3
(略)

(新設)

(新設)

第十九条 削除

(新設)

第二十条 削除

が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域

	密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
4	第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
5	前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
6	第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるとする。
7	第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
8	指定地域密着型通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地

域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二十二条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練

第二十一条 削除

(新設)

第二十二条 削除

を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合に
あつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしない
よう配慮されていること。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事
業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対す
る指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限り
でない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項
の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外の
サービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を
当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業
者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第二十条第一項第三号に規定
する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ
、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一
の事業所において一体的に運営されている場合については、市町
村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすこと
をもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしている
ものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第二十三条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通
所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業
者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状
況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サー

（新設）

第二十三条 削除

ビスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第二十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させること

第二十四条
削除

が適当と認められる費用	4	前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
指定地域密着型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	5	
(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)		
第二十五条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。		
2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)		
第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。		
一 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。		
二 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。		
三 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的に		

第二十五条	削除
第二十六条	削除

ならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

六 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第二十七条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

第二十七条 削除

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。	
(管理者の責務) 第二十八条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	第二十八条 削除
(運営規程) 第二十九条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定地域密着型通所介護の利用定員 五 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たつての留意事項 八 緊急時等における対応方法	第二十九条 削除

九 非常災害対策
十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第三十二条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

(衛生管理等)

第三十三条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情

第三十三条 削除

第三十四条 削除

に關して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	
(事故発生時の対応)	
第三十五条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	第三十五条 削除
2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	
3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
4 指定地域密着型通所介護事業者は、第二十二条第四項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一条及び第二条の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	
(記録の整備)	
第三十六条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	第三十六条 削除

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 - 一 地域密着型通所介護計画 - 二 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 - 三 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録 - 四 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録 - 五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 - 六 第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用) 第三十七条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。 ※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚	第三十七条 削除
--	-----------------

生省令第四十六号)の一部改正

(職員の配置の基準)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

2〇11 (略)

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条に規定する地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13〇15 (略)

(職員の配置の基準)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

2〇11 (略)

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13〇15 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第三十八条 第一節から第四節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下

(新設)

(新設)

第三十八条 削除

第三十九条 削除

この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第四十条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第四十条の二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができ、るものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

（新設）

第四十条 削除

（新設）

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第四十条の三 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を九人以下とする。

(設備及び備品等)

第四十条の四 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスの提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第四款 運営に関する基準

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（内容及び手続の説明及び同意）

第四十条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条の十二に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第四十条の十第一項に規定する利用者ごとに定めた急時等の対応策、主治の医師及び第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第三条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第四十条の六 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第四十条の七 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

（新設）

（新設）

（新設）

ればならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(新設)

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（療養通所介護計画の作成）

第四十条の九 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

（新設）

らない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第四十条の十 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第四十条の十一 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通

(新設)

(新設)

所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十条の十二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定療養通所介護の利用定員

五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たっての留意事項

(新設)

八 非常災害対策
九 その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第四十条の十三 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第四十条の十四 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要

(新設)

(新設)

に^レ応じて対策を講じなければなら^レない。

(記録の整備)

第四十条の十五 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなら^レない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければなら^レない。

一 療養通所介護計画

二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録

三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第四十条の十六 第三条の八から第三条の十一まで、第三条の十四から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第二十四条(第三項第二号を除く。)、第二十五条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「定期巡回・

(新設)

(新設)

「随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「十二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第三十五条第四項中「第二十二條第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第四十八条 削除

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

（心身の状況等の把握）

第四十八条 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開設するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの

第四十九条
削除

利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十九条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービスの額の控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第五十条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第五十三条 削除

(運営規程)

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要

要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第五十条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第五十三条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要

事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇三 (略)

四 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第四十二条第二項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。)

五〇十 (略)

第五十五条から第五十九条まで 削除

事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇三 (略)

四 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第四十二条第二項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。第五十六条において同じ。)

五〇十 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

(削除)

第五十七条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十八条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第五十九条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十九条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第六十条 (略)

2 (略)

一 四 (略)

五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定

ならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第六十条 (略)

2 (略)

一 四 (略)

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(新設)

(準用)

第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対

する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第三十五条第四項中「第二十二條第四項」とあるのは「第四十四條第四項」と読み替えるものとする。

第八十五条 削除

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(地域との連携等)

第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜七 (略)

八 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第二十八条、第三十条及び第三十二条から第三十四条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〜七 (略)

八 第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第一百七条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 六 (略)

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九、第三十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、

問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第一百七条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 六 (略)

七 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十八条、第八十条、第八十二条の二、第八十四条及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、

第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百二十八条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 七 (略)

八 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十三条、

第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百二十八条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 七 (略)

八 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第五十八条、

第三十四条第一項から第四項まで及び第八十条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第三百三十一条 (略)

2 12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 17 (略)

第八十条及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第三百三十一条 (略)

2 12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 17 (略)

(記録の整備)

第百五十六条 (略)

2 (略)

一、六 (略)

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百五十六条 (略)

2 (略)

一、六 (略)

七 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十九條 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、第三條の二十、第三條の二十六、第三條の三十二、第三條の三十四、第三條の三十六、第三條の三十九、第二十八條、第三十二條、第三十四條第一項から第四項まで、第三十三條から第三十五條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十七條まで及び第五十一條から第五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三條の七第一項中「第三條の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三條の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同條第二項中「指定居宅介護支援が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三條の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第二十八條第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第三十四條第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第四十七條中「第三十八條」とあるのは「第六十九條において準用する第三十八條」と、同條第五号中「第三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同條第六号中「第五十七條」とあるのは「第六十九條」と、同條第七号中「第五十五條第三項」とあるのは「第六十九條において準用する第五十五條第三項」と、第五十六條第二項第二号中「第三十五條第二項」とあるのは「第六十九條において準用する

(準用)

第六十九條 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、第三條の二十、第三條の二十六、第三條の三十二、第三條の三十四、第三條の三十六、第三條の三十九、第五十三條、第五十七條、第八十五條第一項から第四項まで、第三十三條から第三十五條まで、第三十八條、第四十一條、第四十三條から第四十七條まで及び第五十一條から第五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三條の七第一項中「第三條の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三條の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同條第二項中「指定居宅介護支援が利用者に對して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三條の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五條第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第四十七條中「第三十八條」とあるのは「第六十九條において準用する第三十八條」と、同條第五号中「第三十七條第五項」とあるのは「第六十二條第七項」と、同條第六号中「第五十七條」とあるのは「第六十九條」と、同條第七号中「第五十五條第三項」とあるのは「第六十九條において準用する第五十五條第三項」と、第五十六條第二項第二号中「第三十三

第三百三十五条第二項」と、同項第三号中「第三百三十七条第五項」とあるのは「第六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百八十一条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 九 (略)

十 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第二十八条、第三十条、第三十三条、第三十四条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで及び第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介

十五条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三百三十五条第二項」と、同項第三号中「第三百三十七条第五項」とあるのは「第六十二条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百八十一条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 九 (略)

十 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第百八十二条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条、第五十八条、第六十八条から第七十一条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条及び第八十一条から第八十六条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百八十二条において準用する第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「

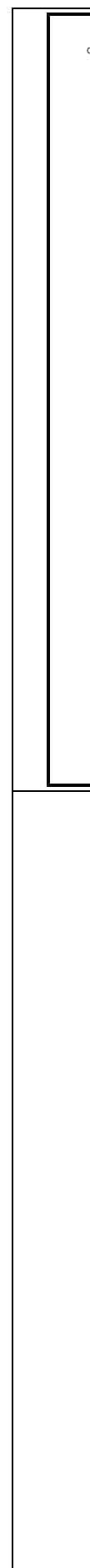
「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第三十条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項各号」とあるのは「第一百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。

※附則における規定

(経過措置)

第 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため
の関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）
。以下「整備法」という。）附則第二十条第一項に規定する通所
介護の事業を行う者が、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の
施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行っ
た上で、この省令の施行の日から指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サ
ービス基準」という。）第六十三条第七項に規定するサテライト型
指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合
は、平成三十年三月三十一日までの間、指定地域密着型サ
ービス基準第六十七条第一項に規定する宿泊室を設けないことができる

看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第七十条及び第七十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第八十六条中「第六十三条第六項各号」とあるのは「第一百七十一条第七項各号」と読み替えるものとする。



○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抄）【平成二十八年四月一日施行（予定）】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受託介護予防サービス事業者への委託） 第二百六十条（略） 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。） 、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。） 、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条	（受託介護予防サービス事業者への委託） 第二百六十条（略） 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。） 、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に

に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五 条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業 者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」とい う。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指 定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業 」という。）に係るサービスとする。 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業 者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供す る事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する 業務を委託する契約を締結するものとする。 一 （略） 二 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一 号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係る サービス 三 （略） 5 8 （略）	に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者 により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という 。）に係るサービスとする。 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業 者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供す る事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する 業務を委託する契約を締結するものとする。 一 （略） 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業 を含むものに限る。）に係るサービス 三 （略） 5 8 （略）
---	--

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）【平成二十八年四月一日施行（予定）】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地域との連携等） 第三十九条 （略） 2 （略） 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	（地域との連携等） 第三十九条 （略） 2 （略） （新設） （新設）

平成 27 年 1 月 9 日

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 田中 滋 様

社会保障審議会介護給付費分科会委員
齊藤 秀樹
(公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事)

平成 27 年度 介護報酬改定に向けての意見書

1. 特養の多床室における居住費負担について

- 多床室は居住の環境・スペースの限界があり居住費負担には反対である。

そのうえで、居住費負担すすめるのであれば、以下の点について要望したい。

- 入居者と生計をともにする配偶者の二重生活に配慮した負担の減免
- プライバシーに配慮した多床室の居住環境について基準の明確化
- 上記基準に満たない多床室の扱いは従来どおり（居住費負担なし）とする。
- 上記基準に適合する新設多床室の報酬の是正

2. 配置基準等の緩和後の実態把握について

- オペレーターの守備範囲の広域化、複数事業所の機能集約化は、利用者個々人の介護特性への注意喚起が損なわれるなど、機能の低下が懸念される。
- 職員配置要件の緩和による影響変化について検証調査を行い、実態把握に努めていただきたい。

3. 適正な介護報酬について

- 財務省の介護報酬カットの前提として、一般企業との収支差の比較がなされているが、果たして比較するに妥当な指標であるかどうか疑問がある。また社会福祉法人における内部留保をめぐる論議でも同じ問題意識も持っている。
- いずれも適正な介護報酬のあり方を考えるうえで重要な点であり、これらの懸念に対する有識者による検討が急がれるところであり、次期改正までに結論を得よう要望したい。

4. 地域包括ケアシステムの理解に向けて

- このシステム構築が喫緊の課題である一方、理念と具体的システムイメージについて、利用者のみならず、少なくとも高齢者には理解されていないのが実情である。
- そのため施設入居を最良の選択と考える利用者・家族が増加し続けている。
- 国民に広く地域包括ケアシステムの理念と近い将来像の共有化が図られるよう、国および地方自治体は広報・PRに努めていただきたい。

1. 介護職員処遇改善加算について

- 介護職員処遇改善加算については、ご提案のとおり「加算」として維持し、雇用及び労働環境の更なる向上のため、発展させていくべきである。各法の要請にもあるように、財源の確保も併せ、必要な措置を講じられたい。
 - また、介護職員処遇改善加算の拡充により報酬本体の減と両立できるとする論調があるが、誤りである。
 - ①同加算はあくまで直接処遇職員に対するものであって、ケアマネジャー、看護師、生活相談員、事務員、調理師など、間接処遇職員については対象外である。およそ全職員の半数に及ぶ間接処遇職員の賃金体系については、基本報酬の削減による基盤の弱体化によって水準が損なわれる可能性は否定できない。
 - ②また、同加算は給与等の上積みに対する手当であり、給与本体は当然、本体報酬から支給されている。本体報酬を引き下げたうえで処遇改善加算分のみを増額しても、給与水準はあがらないことは火を見るよりも明らかである。
 - ③取得要件については、事業の悪化により賃金水準を引き下げることが認められていることから、基本報酬の削減により、とりわけ赤字施設では加算そのものの効果が失われ賃金水準が低下する本末転倒の処遇後退が起る可能性もある。
 - ④加えて、養護老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等の従事者についても同加算の対象外である。
- 以上のことから、介護報酬の引き下げと処遇改善は両立しない。

2. 介護老人福祉施設について

1) 基本報酬の見直しについて

- 特養ホームの経営環境は、消費者物価の上昇、介護人材の確保難による人件費コストの引き上げの他、今改定により都市部地域区分の上乗せ割合引き上げに伴う「その他地域」の引き下げが行われる結果、市町村の福祉基盤整備として行われてきた特養ホームの性格上、多くがその他地域に在ることから基本報酬引き下げを余儀なくされ、地域包括ケアシステムの拠点とされてきた機能が脅かされる危険性がある。
- さらに、利用者像の重度化、ニーズの多様化等を踏まえ、介護の質をより高めるための経営努力が一層、求められるなかにあつて、質量両面におけ

る人材確保は利用者へのサービス向上、ケアの充実の面からも至上命題であることから、その原資となる介護報酬について、信頼性の乏しい介護事業経営実態調査や財務省調査結果のみを根拠にした引き下げは不当であり、今回の改定では少なくとも現状水準を踏まえていくべきである。

- 従って、「審議報告（案）」で提示された『介護老人福祉施設の基本サービス費については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（いわゆる「骨太の方針」）など様々な指摘がある中で、引き続き収支差が高い水準を維持していることを踏まえ、評価を適正化する。』については、

- ①基本サービス費引下げの理由に「収支差の高さ」を挙げるのであれば、本審議会として赤字事業所や他の事業種別との緻密な比較など、十分な分析のもとに結論づけるべきであること
②そもそも「骨太方針」の根拠になっている加重平均値を以て、特養ホーム等の収支差を本来の比較対象ではないデフレ市場下における中小企業の利益率 2 %にあわせる財務省の指摘自体が、極めて非合理的なものであること

以上のことから、本審議会としての主体的議論・意見による結論とはいいい難く、本会としては、原文のままでは賛同しかねる。

〔参考資料〕※第 110 回提出資料再掲

～介護老人福祉施設の収支状況調査結果（比較）～

※ 調査年度、調査における客体数、回収率等の違いはあるが、調査によって収支差率の違いが大きいことがわかる。

項目名	厚生労働省 平成 26 年介護事業経営実態調査 (H25 年 3 月分)	全国老施協 介護老人福祉施設等 平成 25 年度収支状況 等調査 (H25 決算分)	福祉医療機構 (注 3) 特養の経営分析参考指標 (H25 決算分)	東京都福祉保健局 平成 24 年度の都内社会福祉法人の決算書の分析
人件費比率	57.6%	63.7%	従来型 64.1% ユニット型 59.9% 一部ユニット型 63.1%	介護保険事業のみ経営 (人件費+委託費) 73.5%
収支差率	8.7%	4.3%	従来型 4.3% ユニット型 6.4% 一部ユニット型 4.3%	経常収支差額率(介護保険 事業のみ経営) 4.3%
収支差率	5.5% (注 1)	0.0% (注 2)		

(注 1) 施設整備補助の対象経費に相当する減価償却費 846 千円についても支出計上した場合

(注 2) 国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた場合

(注 3) 「福祉医療機構」については、第 110 回提出資料から平成 25 年度決算分の数値に変更している

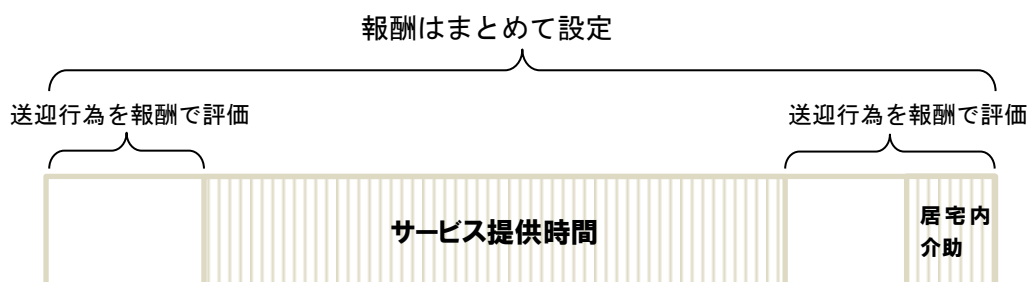
2) 日常生活継続支援加算について

- 介護福祉士の手厚い配置と重度の入所者の受入れを同時に評価している日常生活継続支援加算については、特別養護老人ホームが原則として要介護3以上の入居者に限定されることに伴い、より一層、重度要介護者に対する専門的技能・知見が求められ、重度者の受け入れについても幅広い体制づくりに向けた基盤構築を図る必要があることから、積極的に取り組んでいる状況を踏まえた評価として継続すべきである。

3. 通所介護について

- 通所介護においてレスパイト機能を充実させるためには、延長加算の充実だけでなく、短時間の時間区分の単価を減じる一方で、長時間の時間区分の単価を増額させるべきである。
- 認知症対応機能について、比較的要介護度の低い高齢者であっても、却って徘徊等の「介護の手間」を要する状況は多分に見受けられることから、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ程度をメルクマールとすべきである。
- 送迎における居宅内介助について、送迎時に行った居宅内介助が30分だった場合には「デイサービスでの時間が例えば5時間半であれば、合わせて6時間という所要時間とみなして報酬上の評価をする」(第114回議事録より)と解されていることから、報酬として設定されている送迎部分のうち、居宅内介助分はサービス提供時間としてカウントされる。
- 報酬はサービス提供時間分及び送迎行為をまとめて設定しているにも関わらず、送迎における居宅内介助を所要時間とみなすことは、①実質的に送迎行為をサービス提供(時間)として認めることと同義であること、②送迎加算が廃止された際の説明で【送迎は本体報酬に含まれている】とされていること、③送迎は通所介護の本来業務であると考えられることから送迎そのものをサービス提供時間に含めるべきである。

(イメージ)



- 送迎における居宅内介助の送迎担当者の資格要件については、本来、通所介護事業所の介護職員に資格要件が求められていないこととの均衡を失することから、原則資格要件を求めないものとすべきである。

4. 介護予防通所介護等について

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されないとの記載がなされている。
- 一方、実際に長時間の予防通所介護等の充実した予防給付を行うことが、「要介護」となる期間を遅らせ、全体の給付を抑えていることも考えられることから、こうした実態の把握がまず行われるべきである。
- また、当該基本方針は、その制定時点からの文言であり、その文言を単価設定の根拠としていることを踏まえると、制定時点の基本方針の文言を以て引き下げることは道理にあわない。

5. 集合住宅におけるサービス提供について

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る）に居住する利用者に対して訪問を行う場合、減算する案が示されている。
- 一方で、地域包括ケアシステムの理念や、国としても在宅サービスの充実に図っていること、医療から介護への切れ目のないケアを提供していくこと等と当該減算の趣旨は整合性がとれないことから、提案について再度検討し直すべきである。

6. 特定施設入居者生活介護について

- 介護予防特定施設入居者生活介護について、利用者が重度化しつつあることを踏まえ、基本報酬の見直しを図るとあるが、要介護認定における介護に要する基準時間（直接生活介助、間接生活介助、BPSD関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為）は、要介護1・要支援2では同じである。従って、要支援1にあわせて人員配置基準を緩和し、基本報酬を見直すことは理屈にあわない。
- 外部サービス利用型特定施設入居生活介護については、一般型特定施設入居者生活介護×30.4で区分支給限度基準額が設定されており、要介護1を除いて現在でも他の居宅系サービスの限度基準額よりも低い。一般型特定施設入居者生活介護の基本報酬を下げることは、結果として外部サービス利用型の限度基準額を引き下げることと同義であり、十分な居宅系サービスを提供することが、困難となることが想定されるため、基本報酬の見直しについては、容認できない。

以上



社 保 審 発 〇 一 〇 九 第 一 号
平 成 二 七 年 一 月 九 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

社会保障審議会
会 長 西村 周三

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正について（答申）

平成27年1月9日厚生労働省発老〇一〇九第4号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。